

2024 年（令和 6 年）度
事業報告・決算報告書(案)

自 2024 年（令和 6 年）04 月 01 日
至 2025 年（令和 7 年）03 月 31 日

公益社団法人日本マスタース陸上競技連合

< 1 > 公益社団法人日本マスタース陸上競技連合の現況

1. 公益社団法人の認可

2014 年（平成 26 年）3 月 20 日 内閣府より公益社団法人認定通知取得

2014 年（平成 26 年）4 月 1 日 設立登記完了

2020 年（令和 2 年）12 月 1 日移転、2021 年（令和 3 年）3 月 25 日登記完了

2. 会員数

2025 年 3 月 31 日現在

		合計	男	女			合計	男	女
1	北海道	280	242	38	25	滋 賀	214	179	35
2	青 森	141	121	20	26	京 都	308	257	51
3	岩 手	249	195	54	27	大 阪	597	519	78
4	宮 城	150	125	25	28	兵 庫	410	339	71
5	秋 田	156	134	22	29	奈 良	116	87	29
6	山 形	128	111	17	30	和歌山	90	77	13
7	福 島	167	145	22	31	鳥 取	165	131	34
8	茨 城	173	153	20	32	島 根	119	104	15
9	栃 木	124	116	8	33	岡 山	164	137	27
10	群 馬	278	232	46	34	広 島	302	255	47
11	埼 玉	502	439	63	35	山 口	171	154	17
12	千 葉	484	413	71	36	香 川	181	151	30
13	東 京	722	609	113	37	徳 島	160	128	32
14	神奈川	639	550	89	38	愛 媛	245	211	34
15	山 梨	128	114	14	39	高 知	55	45	10
16	新 潟	158	133	25	40	福 岡	340	291	49
17	長 野	236	203	33	41	佐 賀	81	66	15
18	富 山	194	166	28	42	長 崎	206	184	22
19	石 川	120	104	16	43	熊 本	107	93	14
20	福 井	145	127	18	44	大 分	127	102	25
21	静 岡	246	224	22	45	宮 崎	158	136	22
22	愛 知	485	424	61	46	鹿児島	176	146	30
23	三 重	254	212	42	47	沖 縄	213	180	33
24	岐 阜	118	104	14		合 計	10982	9368	1614

参考：2023 年度 11022 人、2022 年度 10554 人、2021 年度 10208 人、2020 年度 9870 人

3. 主たる事務所の状況

主たる事務所：東京都中央区銀座 8-10-7 東成ビル 4 階

4. 役員の状況

理事：20 名、監事 3 名

役 職	氏 名		現 職
会長	中嶋 誠次	非常勤	神奈川マスターズ会長
副会長	田上 静之	非常勤	豊田通商株式会社社外監査役
副会長	岡田 節男	非常勤	群馬マスターズ副会長
副会長	椎木 茂久	非常勤	大阪マスターズ会長
副会長	山口 隆之	非常勤	鳥取マスターズ会長
専務理事	岡 桂子	非常勤	和歌山マスターズ副会長
常務理事・ 総務委員長	伊藤 誠一	非常勤	福井マスターズ特任理事
常務理事・ 財務委員長	今井 守雄	非常勤	新潟マスターズ特任理事
常務理事・ 競技運営委員長	山崎 健	非常勤	新潟マスターズ会長
常務理事・ 普及広報委員長	藤林 真美	非常勤	摂南大学農学部食品栄養学科教授
常務理事・ 倫理委員長	三輪 記子	非常勤	三輪記子の法律事務所所長
理事	小松 樹	非常勤	秋田マスターズ理事長
理事	下田 智久	非常勤	東京マスターズ専務理事
理事	坂本 修一	非常勤	神奈川マスターズ副会長
理事	伊得 正紀	非常勤	埼玉マスターズ会長
理事	柿本 和男	非常勤	三重マスターズ副会長
理事	加藤 正	非常勤	岐阜マスターズ会長
理事	中村 勇	非常勤	徳島マスターズ理事長
理事	山田 清美	非常勤	佐賀マスターズ副会長
理事	春田 武志	非常勤	鹿児島マスターズ理事長
監事	関根 春幸	非常勤	日本陸上競技連盟競技運営副委員長
監事	成家 秀樹	非常勤	株式会社アーレスティ 取締役
監事	吉池 彰	非常勤	関東高等学校中学校ゴルフ連盟運営委員

5. 職員に関する事項

職 員 数		常勤	非常勤	前期末比	職員氏名
出向	1 名	1 名	0 名	0	石黒 千恵美（日本陸連派遣）
職員	1 名	1 名	0 名	0	内田 眞一
合計	2 名	2 名	0 名	0	

6. 関係団体への役員派遣

公益財団法人日本陸上競技連盟 評議員 中嶋 誠次
アジアマスターズ陸上競技連盟 カウンシル 齋藤 忠彦

< 2 > 事業の状況

1. 事業の実施状況について

2024 年度（令和 6 年度）の主な事業計画の実施状況は、以下のとおり。

1. マスターズ陸上競技に関する選手権その他の競技会の開催

1) 全日本マスターズ陸上競技選手権京都大会

2024 年 9 月 21 日（土）から 23 日（月・祝） 3 日間

参加人数 男子 1667 人、女子 358 人

2) 2024 全日本マスターズ競歩選手権大会

2024 年 10 月 14 日（日） 岩手・北上

参加人数 男子 65 人、女子 13 人

3) 全日本マスターズ混成競技選手権

実施なし

2. マスターズ陸上競技に関する国際競技会の参加

1) 世界マスターズ陸上競技選手権

2024 年 8 月 13 日から 8 月 25 日 スウェーデン イェーテボリ市

エントリー人数 男子 74 人、女子 21 人

メダル数 金 6、銀 10、銅 13

2) 世界マスターズ陸上競技室内選手権

2025 年 3 月 23 日から 3 月 30 日 米国 フロリダ州ゲインズビル市

エントリー人数 男子 20 人、女子 2 人

メダル数 金 2、銀 4、銅 6

3. マスターズ陸上競技の講習会等の開催

実施なし

4. マスターズ陸上競技に関する記録の公認

- 1) 種目別・年齢別記録の公認（別表参照）
- 2) 世界記録の公認申請及び日本記録の公認

世界記録 10 （男子 7、女子 3）

日本記録 249 （男子 147、女子 102）

年度内に記録更新されてしまった記録は含まず。

5. 国内外の陸上競技団体との連携協力

1) 国内関係

①ねんりんピックの後援（主催 厚生労働省）10 月 鳥取

②日本陸連各種会議への出席

全国競技運営責任者会議

2024 年（令和 6 年）2 月 12 日（月）

③日本選手権への参加者推薦 6 月 新潟

実施種目 男女 1500m

参加人数 男子 25 人、女子 14 人

2) 国外関係

①アジアマスターズ（AMA）地域会議

2025 年 1 月 24 日 バンコク

2025 年 3 月 13 日～14 日 バンコク

6. マスターズ陸上競技に関する刊行物

- 1) 記録集の発行 2024 年 12 月 600 部

2. 役員会等に関する事項（理事会）

当期の理事会、総会等の開催年月日等は次のとおりです。

1. 理事会と主な決議事項

1)通常理事会

2024 年 6 月 10 日（月）

日本マスターズ陸上競技連合事務局 リモート開催

2023 年度事業報告、決算報告について

2)臨時理事会

2024 年 6 月 24 日（月）

日本マスターズ陸上競技連合事務局 リモート開催

3)臨時理事会

2024 年 6 月 27 日（木）

日本マスターズ陸上競技連合事務局 リモート開催

4)通常理事会

2025 年 3 月 17 日（月）

日本マスターズ陸上競技連合事務局 リモート開催

2025 年度、事業計画、予算について

2. 総会と主な決議事項

1)総会

2024 年 6 月 27 日（木）

日本マスターズ陸上競技連合事務局 リモート開催

2023 年度事業報告、決算報告について

3. 専門委員会等の活動の状況

1. 総務委員会

(1) 諸規定の見直しと改定案作成

- ①定款(賛助会員、名誉会員について、正会員及び理事、役員、監事の年齢について、会長の就任期間について)
 - ②定款細則（上記の関連細則について、普通会员の入会について、専門委員会の設置について）
 - ③会員規程(終身会員、賛助会員、特別賛助会員、名誉会員について、普通会员年会費について)
 - ④専門委員会設置規程、専門委員会運営細則（委員会改廃と新設に関して）
 - ⑤表彰規程（殿堂入顕彰、競技会開催団体特別表彰、特別貢献賞、特別表彰連続出場記念賞、世界記録記念章、アジア記録記念章、日本記録記念章について）
 - ⑥表彰規程取扱規則（上記に準拠する項目について）
- (2) 表彰対象者の人選（各種表彰、スポーツグランプリ推薦者の選定、秩父宮章推薦者について）

2. 財務委員会

事務局運営の収入は、正会員会費と登録料に限定されているため、必要最低限の経費を予算化しており、日常的に予算執行状況を事務局より報告を受け管理しております。

2024 年度収入の特記事項

- ① 全日本大会の参加料増加

2024 年度支出の特記事項

- ① 全日本大会の経費縮小
- ② 裁判費用の清算
- ③ 前会長に係る費用の清算

収入及び支出の特記事項により、2024 年度の繰越金は安定しております。

この繰越金と会費改定による収入で、2025 年に事務局体制の強化を図ります。

3. 競技運営委員会

(1) 2024 年～2025 年度の今後の方向性を確認

- ① 競技規則についての意見について検討
- ② 日本陸連競技規則変更点の確認
- ③ 競技運営上の問題点の見直し

- (2) 全日本京都大会での競技運営支援
- (3) 全日本福岡大会の運営及び要項について検討
福岡県マスターズ連盟と打合せ会議に参加
- (4) 日本陸連全国競技運営責任者会議出席（委員長）
2025.2.15 オンライン会議
2025 年度競技規則修改正・記録公認申請・審判ハンドブック等について

4. 普及広報委員会

- (1) 委員会の開催
必要に応じて電話・メールで協議対応
- (2) 活動報告
 - ・選手のマナー意識向上を目的とした啓発広告作成、プログラム掲載
 - ・連合ホームページに「栄養マスターズ」を連載
2024 年夏 第 8 号、2024 年秋 第 9 号、2024 年冬 第 10 号、2025 年春 第 11 号

5. 倫理委員会

今般の状況に鑑み、今後のコンプライアンス体制の強化や研修の実施について計画し、2025 年度以降実施していくこととした。

社員（正会員）の異動状況書

種 別	員 数		増減数
	2024 年 3 月 31 日	2025 年 3 月 31 日	
社員（正会員）	47 人	47 人	0 人

社 員（正会員）名 簿（2025 年 3 月 31 日時点）

	都道府県	氏 名		都道府県	氏 名	
1	北海道	若林 文時	25	滋賀	高橋 清尊	*
2	青森	我満 正広	26	京都	谷本 貴史	
3	岩手	八重樫 輝男	27	大阪	井指 康裕	
4	宮城	菅原 一昭	28	兵庫	北垣 章	
5	秋田	袴田 勝治	29	奈良	高下 裕民	
6	山形	岡田 剛	30	和歌山	坂本 政行	
7	福島	星 孝規	31	鳥取	岩垣 成紀	
8	茨城	北林 光雄	32	島根	齋藤 嘉之	
9	栃木	品川 昇	33	岡山	皆木 しげる	
10	群馬	鈴木 長善	34	広島	龍田 英二	
11	埼玉	本橋 正好	35	山口	松里 博利	
12	千葉	梶野 良夫	36	香川	宮本 章樹	
13	東京	生方 征夫	37	徳島	森本 章	
14	神奈川	稲田 仁	38	愛媛	正岡 建雄	
15	山梨	浅川 晴俊	39	高知	横田 修明	
16	新潟	小柳 厚司	40	福岡	樋口 康夫	
17	長野	山本 大八	41	佐賀	江口 邦昭	
18	富山	田中 寿美子	42	長崎	古賀 英俊	
19	石川	小川 智明	43	熊本	川上 明生	
20	福井	大和 真一	44	大分	諸田 義信	
21	静岡	田中 正延	45	宮崎	藤井 晃治	
22	愛知	兵藤 隆昭	46	鹿児島	谷口 芳隆	
23	三重	徳地 和子	47	沖縄	勢理客 友子	
24	岐阜	正村 菊雄				

2024 年（令和 6 年）度
決算報告書(案)

自 2024 年（令和 6 年）04 月 01 日
至 2025 年（令和 7 年）03 月 31 日

公益社団法人日本マスタース陸上競技連合

決算に関する状況

2024年度（令和6年）計算書類

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 財務諸表に関する注記
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 正味財産増減計算書内訳表

(参考資料)

- ・ 収支計算書
- ・ 収支計算書総括表
- ※ 会計処理はTKC公益法人会計システムを採用しています。

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員会費収入	980,000	920,000	0
普通会员会費収入	16,456,000	16,512,000	△ 56,000
賛助会員会費収入	0	50,000	△ 50,000
受取会費計	17,436,000	17,482,000	△ 46,000
事業収益			
大会開催収入	24,946,000	23,705,430	1,240,570
協賛金収入	1,935,000	100,000	1,835,000
売上収入	1,323,978	2,681,234	△ 1,357,256
海外大会記録公認料等	2,969,432	2,491,900	477,532
事業収益計	31,174,410	28,978,564	2,195,846
受取補助金等			
地方公共団体補助金	500,000	0	500,000
受取補助金等計	500,000	0	500,000
雑収益			
受取利息	8,943	191	8,752
雑収益	0	121,134	△ 121,134
雑収益計	8,943	121,325	△ 112,382
経常収益計	49,119,353	46,581,889	2,537,464
(2) 経常費用			
事業費			
普及・指導事業費	0	0	0
国内大会開催費	25,666,869	24,182,233	1,484,636
国際大会参加費	1,955,208	1,761,241	193,967
記録公認・登録事業費	2,200,000	1,210,000	990,000
広報活動費	871,200	871,200	0
刊行物・出版事業	978,383	922,781	55,602
関係組織団体活動費	0	0	0
その他事業費	375,669	1,534,140	△ 1,158,471
事業費計	32,047,329	30,481,595	1,565,734
管理費			
給料手当	2,278,140	1,832,042	446,098
福利厚生費	445,692	397,730	47,962
旅費交通費	176,678	77,164	99,514
通信費	315,034	339,579	△ 24,545
減価償却費	99,493	99,494	△ 1
什器備品費	275,000	123,215	151,785
事務用品費	345,271	489,630	△ 144,359
事務所費	3,432,451	3,633,766	△ 201,315
リース料	171,228	171,600	△ 372
保険料	26,928	0	26,928
顧問料	405,105	600,000	△ 194,895
委託料	798,407	803,000	△ 4,593
雑損失	2,566,791	0	2,566,791
裁判費用	4,718,432	464,500	4,253,932
会議費	165,966	262,545	△ 96,579
雑費	88,950	33,601	55,349
管理費計	16,309,566	9,327,866	6,981,700
経常費用計	48,356,895	39,809,461	8,547,434
評価損益等調整前当期経常増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
当期経常増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
当期一般正味財産増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
一般正味財産期首残高	15,741,433	8,969,005	6,772,428
一般正味財産期末残高	16,503,891	15,741,433	762,458
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	16,503,891	15,741,433	762,458

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は保有していない。今後も保有する方針はない。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は保有していない。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、建物は保有していない。動産（什器・備品）については定率法により減価償却を行う。

(4) 引当金の計上基準

2025年（令和7年）3月31日現在、引当金は計上していない。

(5) 資金の範囲について

資金の範囲は、現金・預貯金・未収金・未払金・仮受金・仮払金・前受金・前払費用・および立替金・預り金を含めることにしている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理方式による。

(7) リース取引について

1件で総額300万円を超えるリース取引はない。

2. 会計方針の変更

本会計年度に重要な会計方針の変更は行っていない。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
特定資産	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

4. 担保に供している資産
担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品			
横段幕	344,520	344,519	1
IP電話 通信機器	433,510	433,509	1
パソコン	164,538	164,537	1
合 計	942,568	942,565	3

6. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務
保証債務はない。

7. 重要な後発事象
重要な後発事象はない。

8. その他
その他事項はない。

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分／資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
その他固定資産				
什器備品	99,496	0	99,493	3
差入保証金	1,305,600	0	0	1,305,600
その他固定資産計	1,405,096	0	99,493	1,305,603

収支計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	0	0	0
②会費収入			
正会員会費収入	940,000	980,000	40,000
普通会员会費収入	16,500,000	16,456,000	△ 44,000
賛助会員会費収入	50,000	0	△ 50,000
会費収入計	17,490,000	17,436,000	△ 54,000
③事業収入			
大会開催収入	21,500,000	24,946,000	3,446,000
協賛金収入	1,000,000	1,935,000	935,000
売上収入	1,000,000	1,323,978	323,978
海外大会記録公認料等	2,000,000	2,969,432	969,432
事業収入計	25,500,000	31,174,410	5,674,410
④雑収入			
受取利息収入	100	8,943	8,843
雑収入	0	0	0
雑収入計	100	8,943	8,843
⑤補助金等収入	3,000,000	500,000	△ 2,500,000
⑥その他収入	0	0	0
⑦他会計からの繰入金収入	0	0	0
事業活動収入計	45,990,100	49,119,353	3,129,253
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
普及・指導事業費	500,000	0	△ 500,000
国内大会開催費	27,950,000	25,666,869	△ 2,283,131
国際大会参加費	2,000,000	1,955,208	△ 44,792
記録公認・登録事業費	2,200,000	2,200,000	0
広報活動費	870,000	871,200	1,200
刊行物・出版事業	1,000,000	978,383	△ 21,617
その他事業費	0	375,669	375,669
事業費支出計	34,520,000	32,047,329	△ 2,472,671
②管理費支出			
給料手当支出	2,800,000	2,278,140	△ 521,860
福利厚生費支出	400,000	445,692	45,692
旅費交通費支出	300,000	176,678	△ 123,322
通信運搬費支出	500,000	315,034	△ 184,966
什器備品費支出	200,000	275,000	75,000
事務用品費支出	600,000	345,271	△ 254,729
事務所費支出	3,600,000	3,432,451	△ 167,549
渉外費支出	100,000	0	△ 100,000
リース料支出	200,000	171,228	△ 28,772
保険料支出	0	26,928	26,928
顧問料支出	600,000	405,105	△ 194,895
委託料支出	1,500,000	798,407	△ 701,593
雑損失	0	2,566,791	2,566,791
裁判費用	1,500,000	4,718,432	3,218,432
会議費	500,000	165,966	△ 334,034
雑支出	300,000	88,950	△ 211,050
予備費	100,000	0	△ 100,000
管理費支出計	13,200,000	16,210,073	3,010,073
③管理費支出			
④その他の支出			
その他の支出	0	0	0
事業活動支出計	47,720,000	48,257,402	537,402
事業活動収支差額	△ 1,729,900	861,951	2,591,851
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	99,493	99,493
投資活動収支差額	0	△ 99,493	△ 99,493
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 1,729,900	762,458	2,492,358
前期繰越収支差額	15,741,433	15,741,433	0
次期繰越収支差額	14,011,533	16,503,891	2,492,358

収支計算書総括表

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入				
正会員会費収入	665,665	0	314,335	980,000
普通会員会費収入	11,177,738	0	5,278,262	16,456,000
賛助会員会費収入	0	0	0	0
会費収入計	11,843,403	0	5,592,597	17,436,000
②事業収入				
大会開催収入	24,946,000	0	0	24,946,000
協賛金収入	1,935,000	0	0	1,935,000
売上収入	1,323,978	0	0	1,323,978
海外大会記録公認料等	2,969,432	0	0	2,969,432
事業収入計	31,174,410	0	0	31,174,410
③受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	500,000	0	0	500,000
受取補助金等計	500,000	0	0	500,000
③雑収入				
受取利息収入	8,943	0	0	8,943
雑収入	0	0	0	0
雑収入計	8,943	0	0	8,943
事業活動収入計	43,526,756	0	5,592,597	49,119,353
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
普及・指導事業費	0	0	0	0
国内大会開催費	25,666,869	0	0	25,666,869
国際大会参加費	1,955,208	0	0	1,955,208
記録公認・登録事業費	2,200,000	0	0	2,200,000
広報活動費	871,200	0	0	871,200
刊行物・出版事業	978,383	0	0	978,383
その他の事業費	375,669	0	0	375,669
事業費支出計	32,047,329	0	0	32,047,329
②管理費支出				
給料手当支出	1,822,512	0	455,628	2,278,140
福利厚生費支出	356,554	0	89,138	445,692
旅費交通費支出	141,342	0	35,336	176,678
通信運搬費支出	252,026	0	63,008	315,034
什器備品費支出	220,000	0	55,000	275,000
事務用品費支出	276,216	0	69,055	345,271
事務所費支出	2,745,960	0	686,491	3,432,451
リース料支出	136,982	0	34,246	171,228
保険料支出	21,542	0	5,386	26,928
顧問料支出	324,086	0	81,019	405,105
委託料支出	638,726	0	159,681	798,407
雑損失	0	0	2,566,791	2,566,791
裁判費用支出	0	0	4,718,432	4,718,432
会議費	132,774	0	33,192	165,966
雑支出	71,160	0	17,790	88,950
管理費支出計	7,139,880	0	9,070,193	16,210,073
事業活動支出計	39,187,209	0	9,070,193	48,257,402
事業活動収支差額	4,339,547	0	△ 3,477,596	861,951
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	79,594	0	19,899	99,493
投資活動収支差額	△ 79,594	0	△ 19,899	△ 99,493
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	4,259,953	0	△ 3,497,495	762,458
前期繰越収支差額	△ 12,141,636	0	27,883,069	15,741,433
次期繰越収支差額	△ 7,881,683	0	24,385,574	16,503,891

法人名：公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

財産目録

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	72,981
	普通預金	三菱UFJ銀行 銀座支店	運転資金として	16,337,189
	郵便貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,795,098
	郵便貯金toto	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,170,888
			＜現金預金計＞	19,376,156
	未収金	世界マスターズ室内 東京マスターズ 陸上連盟	参加者負担金 正会員費	574,538 20,000
			＜未収金計＞	594,538
	前払費用	トセイアセットマネジメント(株)	事務所賃料前家賃	217,600
			＜前払費用計＞	217,600
流動資産合計			20,188,294	
(固定資産)	その他の固定資産	横断幕 1組	舞台備品として	1
		IP電話	通信機器として	1
		パソコン 1台	事務使用として	1
			＜什器備品計＞	3
	差入保証金	トセイアセットマネジメント(株)	事務所賃貸契約の保証金として	1,305,600
		＜差入保証金計＞	1,305,600	
固定資産合計			1,305,603	
資産合計			21,493,897	
(流動負債)	未払費用	ベースボールマガジン社	記録集計委託料として	2,200,000
		新潟陸協山崎	日本選手権記録証代として	18,500
		藤林真美	国際大会参加費等として	132,332
			＜未払費用計＞	2,350,832
	前受金	兵庫マスターズ 陸上連盟	令和7年度正会員会費として	20,000
		兵庫マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	257,400
		福島マスターズ 陸上連盟	令和7年度正会員会費として	20,000
		愛媛マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	331,200
		宮城マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	219,600
		愛知マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	653,400
		クレマージュジャパン	令和7年度協賛金	1,120,000
			＜前受金計＞	2,621,600
	預り金	京橋税務署	預り源泉所得税として	10,677
		東京SR経営労務センター	預り雇用保険料として	6,897
		＜預り金計＞	17,574	
流動負債合計			4,990,006	
固定負債合計			0	
負債合計			4,990,006	
正味財産			16,503,891	

法人名：公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

正味財産増減計算書内訳表

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業						収益事業等会計		法人会計	計
	登録記録公認事業	人材養成事業	研究開発事業	大会誘致開催事業	共通	小計	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取会費										
入会金収入					0	0			0	0
正会員会費収入					665,665	665,665			314,335	980,000
普通会员会費収入					11,177,738	11,177,738			5,278,262	16,456,000
賛助会員会費収入					0	0			0	0
終身会員会費収入					0	0			0	0
受取会費計	0	0	0	0	11,843,403	11,843,403	0	0	5,592,597	17,436,000
事業収益										
大会開催収入				24,946,000		24,946,000			0	24,946,000
協賛金収入	935,000			1,000,000		1,935,000			0	1,935,000
売上収入	1,323,978					1,323,978			0	1,323,978
海外大会記録公認料等	2,969,432					2,969,432			0	2,969,432
事業収益計	5,228,410	0	0	25,946,000	0	31,174,410	0	0	0	31,174,410
受取補助金等										
受取地方公共団体補助金				500,000		500,000			0	500,000
スポーツ振興基金助成金						0			0	0
受取補助金等計	0	0	0	500,000	0	500,000	0	0	0	500,000
受取寄付金										
寄付金収入										
雑収益										
受取利息					8,943	8,943			0	8,943
その他収入					0	0			0	0
雑収益					0	0			0	0
雑収益計	0	0	0	0	8,943	8,943	0	0	0	8,943
経常収益計	5,228,410	0	0	26,446,000	11,852,346	43,526,756	0	0	5,592,597	49,119,353
(2) 経常費用										
事業費										
期首たな卸高						0			0	0
普及・指導事業費						0			0	0
国内大会開催費				25,666,869		25,666,869			0	25,666,869
国際大会参加				1,955,208		1,955,208			0	1,955,208
記録公認・登録事業費	2,200,000					2,200,000			0	2,200,000
広報活動費					871,200	871,200			0	871,200
刊行物・出版事業	978,383					978,383			0	978,383
関係組織団体活動費						0			0	0
その他事業費	375,669					375,669			0	375,669
事業費計	3,554,052	0	0	27,622,077	871,200	32,047,329	0	0	0	32,047,329
管理費										
給料手当費	683,442	227,814	227,814	683,442	0	1,822,512			455,628	2,278,140
退職金	0	0	0	0	0	0			0	0
福利厚生費	133,708	44,569	44,569	133,708	0	356,554			89,138	445,692
会議費	49,790	16,597	16,597	49,790	0	132,774			33,192	165,966
渉外費	0	0	0	0	0	0			0	0
旅費交通費	53,003	17,668	17,668	53,003	0	141,342			35,336	176,678
通信費	94,510	31,503	31,503	94,510	0	252,026			63,008	315,034
減価償却費	29,848	9,949	9,949	29,848	0	79,594			19,899	99,493
事務用品費	103,581	34,527	34,527	103,581	0	276,216			69,055	345,271
什器・備品費	82,500	27,500	27,500	82,500	0	220,000			55,000	275,000
保険料	8,078	2,693	2,693	8,078	0	21,542			5,386	26,928
事務所費	1,029,735	343,245	343,245	1,029,735	0	2,745,960			686,491	3,432,451
リース料	51,368	17,123	17,123	51,368	0	136,982			34,246	171,228
顧問料	121,532	40,511	40,511	121,532	0	324,086			81,019	405,105
委託料	239,522	79,841	79,841	239,522	0	638,726			159,681	798,407
雑損失	0	0	0	0	0	0			2,566,791	2,566,791
裁判費用	0	0	0	0	0	0			4,718,432	4,718,432
雑費	26,685	8,895	8,895	26,685	0	71,160			17,790	88,950
管理費計	2,707,302	902,435	902,435	2,707,302	0	7,219,474	0	0	9,090,092	16,309,566
経常費用計	6,261,354	902,435	902,435	30,329,379	871,200	39,266,803	0	0	9,090,092	48,356,895
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953	0	0	△ 3,497,495	762,458
当期経常増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953	0	0	△ 3,497,495	762,458
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
その他の経常外収益						0				0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
その他の経常外費用										
他会計への繰入金支出										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0			0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953		0	△ 3,497,495	762,458
当期一般正味財産増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953		0	△ 3,497,495	762,458
一般正味財産期首残高	△ 70,649,801	△ 9,288,124	△ 16,145,660	△ 41,141,203	125,083,152	△ 12,141,636		0	27,883,069	15,741,433
一般正味財産期末残高	△ 71,682,745	△ 10,190,559	△ 17,048,095	△ 45,024,582	136,064,298	△ 7,881,683	0	0	24,385,574	16,503,891
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0		0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 71,682,745	△ 10,190,559	△ 17,048,095	△ 45,024,582	136,064,298	△ 7,881,683	0	0	24,385,574	16,503,891

監査報告書

2025年 5月 12日

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

監事

関根 春幸

監事

成家 秀樹

監事

吉池 彰

2024年（令和6年）度の事業報告、決算報告、これらの附属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告および附属明細書は法令および定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

定款：賛助会員、名誉会員を削除

正会員及び理事、役員、監事の年齢を 85 歳から 75 歳に変更

ただし、「本定款改正時の理事、役員、監事は就任時および任期中に 75 歳を超えても
2 期 4 年だけ継続できる。」ことを理事会議事録に記載する。

会長の就任期間を連続 5 期以上から通算 5 期以上

定款細則：上記年齢変更に伴い関連細則も改定

普通会員の入会は原則として住民登録のある都道府県加盟団体で行う。

日本陸上競技連盟登録者であること。

専門委員会に倫理委員会新設

会員規程：終身会員、賛助会員、特別賛助会員、名誉会員を削除

普通会員年会費 1,500 円→1,800 円（承認済みのため数値改定）

終身会員規程 賛助会員規程、名誉会員規程：削除

専門委員会設置規程、専門委員会運営細則：倫理委員会追加

〈別表〉国際・科学委員会、国際科学委員会運営細則：削除（承認済み）

倫理委員会運営細則：新設（承認済み）

表彰規程：殿堂入顕彰（競技者を含む）、競技会開催団体特別表彰、特別貢献賞、特別表彰
連続出場記念賞、世界記録記念章、アジア記録記念章、日本記録記念章削除

表彰規程取扱規則：表彰規程の改定に準拠して改定

※上記各規程のうち、改定されたものについては、付則として「2025 年〇月〇日一部改訂」を追加する。〇月〇日は改定が承認された期日。

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合 定款

改正前	改正
第 6 条 (3)賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体。 (4)名誉会員 この法人に特に功労のあった者として理事会の推薦を受け、社員総会で承認された者。 第 7 条 2 正会員にあっては、入会時においてその年齢が満 85 歳未満でなければならない。 第 22 条 2 理事及び監事は、就任時においてその年齢が満 85 歳未満でなければならない。 第 25 条 2 会長は、連続 5 期以上就任することはできない。 3 任期中に満 85 歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。	第 6 条 (3)(4)削除 第 7 条 2 正会員にあっては、入会時においてその年齢が満 75 歳未満でなければならない。 第 22 条 2 理事及び監事は、就任時においてその年齢が満 75 歳未満でなければならない。 第 25 条 2 会長は、通算 5 期以上就任することはできない。 3 任期中に満 75 歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。

第 7 条 2 について

本定款改正時の理事、役員、監事は就任時および任期中に 75 歳を超えても 2 期 4 年だけ継続できる。

定款細則

改正前	改正
第 4 条 定款第 6 条第 1 項第 2 号に定める普通会員として入会しようとする者は、加盟団体が別に定めるところにより入会手続きをなし、加盟団体の承認を得なければならない。	第 4 条 定款第 6 条第 1 項第 2 号に定める普通会員として入会しようとする者は、加盟団体が別に定めるところにより入会手続きをなし、加盟団体の承認を得なければならない。 2 加盟は、原則として、住民登録（住民票）のある都道府県の加盟団体で行う。 3 日本陸上競技連盟登録者であること。

第9条 4 正会員は入会時において、その年齢が満85歳未満でなければならない。ただし、入会中に満85歳を迎えた正会員は、当該事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。 第14条 役員は就任時において、その年齢が満85歳未満でなければならない。 2 任期中に満85歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了する時までとする。 第16条 定款第43条に定める専門委員会は総務委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及広報委員会及び国際・科学委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。	第9条 4 正会員は入会時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、入会中に満75歳を迎えた正会員は、当該事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。 第14条 役員は就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。 2 任期中に満75歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了する時までとする。 第16条 定款第43条に定める専門委員会は総務委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及広報委員会及び倫理委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。
---	--

会員規程

改正前	改正
第8条 会員の入会金は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 徴収しない (2) 普通会員 徴収しない (3) 終身会員 徴収しない (4) 賛助会員 10,000円 (5) 特別賛助会員 50,000円 (6) 名誉会員 徴収しない 第9条 本連合の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 20,000円 (2) 普通会員 1,500円 (3) 終身会員 1,500円 (4) 賛助会員（個人） 1口 5,000円 (5) 特別賛助会員（法人及び団体） 1口 50,000円	第8条 会員の入会金は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 徴収しない (2) 普通会員 徴収しない (3)(4)(5)(6) 削除 第9条 本連合の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 20,000円 (2) 普通会員 1,800円 (3) 削除 (4) 削除 (5) 削除

終身会員規程 **すべて削除**

賛助会員規程 **すべて削除**

名誉会員規程 **すべて削除**

専門委員会設置規程

改正前	改正
第3条 前条に定める委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 国際・科学委員会	第3条 前条に定める委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 倫理委員会

専門委員会運営細則

改正前	改正
第2条 設置規定第3条に規定する委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 国際・科学委員会	第2条 設置規定第3条に規定する委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 倫理委員会

〈別表：国際・科学委員会〉 **削除**

国際科学委員会運営細則 **削除**

倫理委員会運営細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本マスタース陸上競技連合（以下「本連合」という。）定款第43条（専門委員会）第2項及び専門委員会設置規程第2条（（専門委員会）第1項に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第2条 この委員会は、理事会の決議に基づき、本連合の事業遂行に必要な別表に定める事項を処理する。

2 委員会は、理事会の決議に従い都道府県マスタース陸上競技連盟と連携し、その活動を指導する。

(委員会の構成)

第3条 この委員会に次の各号に掲げる委員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名

2 前項の委員以外に、委員会の事務を処理するため、事務スタッフを置くことができる。

3 前2項の委員長、副委員長、委員及び事務スタッフの委嘱は、別に定める本連合専門委員会設置規程第3条（専門委員）及び第7条（事務スタッフ）に定めるところによる。

(委員会の運営等)

第4条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員会（部会を含む）の議決及び審議事項については、理事会に報告し承認を得なければならない。

4 委員会議事内容については、議事録を作成するものとする。

(部会等)

第5条 この委員会に、理事会の決議により部会を設置することができる。部会は、常設とする。

2 前項に定める部会に部長を置くことができるものとし、委員の中から委員長が指名し、専務理事が委嘱する。

3 第1項に定める部会に専門委員以外に事務処理スタッフを置くことができる。

4 事務処理スタッフは無給とし、専務理事が委嘱する。

(部会の運営等)

第6条 前条に定める部会は、委員長又は部長が招集し、部長が議長となる。ただし、部長が欠員又は不在の場合は委員長が議長となる。

2 部会の議事は、委員の合意により決定する。

3 部会議事内容については、議事録を作成するものとする。

(特別部会)

- 第7条 この委員会に、第5条（部会等）に定める常設部会以外に、理事会の議決に基づき、特定の課題を処理するための、臨時の特別部会を理事会の諮問機関として設置することができる。
- 2 特別部会の構成は、この委員会の委員長と専門委員会設置規程第6条に定める専門委員の中から会長が委嘱する。
- 3 この特別部会に特別部会長を置くものとし、前項の委員の中から専務理事が委嘱する。
- 4 この特別部会に専門委員以外に本連合の内外を問わず有識者を特別委員として置くことができる。特別委員は無給とし、専務理事が委嘱する。ただし、調査・研究費等を支給することができる。
- 5 この特別部会に事務処理スタッフを置くことができる。
- 6 事務処理スタッフは無給とし、専務理事が委嘱する。

(特別部会の運営等)

- 第8条 第7条（特別部会）に定める特別部会は、特別部会長又は部会長が議長となる。ただし、部会長が欠員又は不在の場合は委員長が議長となる。
- 2 特別部会の会議には、必要に応じて、会長、副会長又は専務理事が臨席することができる。
- 3 特別部会長は、理事会からの諮問期間内に、課題に対する報告書を作成し、部会長及び委員長を経て理事会に提出しなければならない。必要に応じて中間報告をすることができる。
- 4 特別部会の運営の詳細については、設置の都度、理事会の議決を経て、会長が運用細則を別に定める。

(活動計画及び活動報告)

- 第9条 委員長は、毎年、翌事業年度の年間活動計画及び活動に伴う必要経費に関する書類を事業年度末までに作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 委員長は、毎年、事業年度終了後、速やかに年間活動報告及び必要経費支出に関する書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 委員長は、必要に応じて理事会で委員会活動等について説明・報告をすることができる。

(細則の改廃)

- 第10条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うことができる。

付 則

- 1 この細則は、当法人の理事会の決議があった日から施行する。

〈別表：倫理委員会の主な職務〉

主な処理事項
当連盟の倫理基準に関する事項 倫理意識向上のための活動に関する事項 倫理違反が発覚した場合の適切な処理や最善策に関する事項

表彰規程

改正前	改正
第2条 本連合の表彰等の種類は次のとおりとする。ただし、競技者を対象とした表彰等は第3条に規定する。 (1) 殿堂入顕彰 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人を対象とする。 (2) 特別功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功労があった個人または団体を対象とする。 (3) 功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功績のあった会員を対象とする。 (4) 長期在籍者賞 本連合の会員として長期間在籍したものを対象とする。 (5) 競技会開催団体特別表彰 本連合主催の全日本マスターズ陸上競技選手権大会を開催した加盟団体を対象とする。 (6) 特別貢献賞 本連合に浄財を寄付、または本連合の財政に寄与した者または団体を対象とする。 (7) 特別表彰 前各号以外に、本連合に著しく貢献した者または団体を対象とする。 2. 前項第1号の対象者の選考は、会長の諮問により別に定める殿堂入選考委員会で行う。選考委員会の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議して決議を経て決定する。 3. 第1項第2号、第3号、第6号および第7号の対象者の選考は、会長の諮問により第6条に定める表彰選考委員会で行い、選考委員会の答申に基づき会長は、理事会に付議し理事会の決議を経て決定する。 4. 第1項第3号連盟推薦、4号および第5号の表彰は、総務委員会の推薦に基づき、理事会で決定する。 第3条 本連合のマスターズ陸上競技者を対象とした表彰等は、次のとおりとする。 (1) 殿堂入顕彰	第2条 本連合の表彰等の種類は次のとおりとする。ただし、競技者を対象とした表彰等は第3条に規定する。 (1) 特別功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功労があった個人または団体を対象とする。 (2) 功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功績のあった会員を対象とする。 (3) 長期在籍者賞 本連合の会員として長期間在籍したものを対象とする。 (1) 削除 (5) 削除 (6) 削除 (7) 削除 2 削除 3. 第1項第1号、第2号の対象者の選考は、会長の諮問により第6条に定める表彰選考委員会で行い、選考委員会の答申に基づき会長は、理事会に付議し理事会の決議を経て決定する。 4. 第1項第2号連盟推薦、3号の表彰は、総務委員会の推薦に基づき、理事会で決定する。 第3条 本連合のマスターズ陸上競技者を対象とした表彰等は、次のとおりとする。 優秀競技者表彰

マスタース陸上競技界において、競技者として別に定める基準により、特に顕著な活躍をした者を対象とする。 (2) 優秀競技者表彰 本連合が主催する競技会において、競技者として別に定める基準により優れた活躍をした者を対象とする。 (3) 連続出場記念賞 本連合が主催または指定する競技会において、競技者として別に定める基準により連続出場した者を対象とする。 2. 前項第1号の対象者の選考は、会長の諮問を受け別に定める表彰規程取扱規則により殿堂入選考委員会で行う。 第4条 本連合の諸記録章は、次のとおりとする。 (1) 世界記録記念章 (2) アジア記録記念章 (3) 日本記録記念章 2. 前項の対象者の決定は、別に定める競技運営委員会で行う。 第5条 本規程第2条第1項第1号および第3条第1項第1号に定める対象者の選考を行うため、殿堂入選考委員会を設置する。 2. 殿堂入選考委員会に関する細則は別に定める。 第8条 第2条第1項第1号の表彰は、原則として定期社員総会において行う。第2条第1項第2号から第7号までの表彰は、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 2. 第3条第1項の表彰は、全日本マスタース陸上競技選手権大会、第3条第1項第2号および第3号の表彰は、原則として表彰対象となる競技会において行う。ただし、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 第10条 他団体等から栄章および表彰の推薦依頼を受けた場合の取扱いについては、第2条第1項第3号の功労賞に準じて取り扱う。	本連合が主催する競技会において、競技者として別に定める基準により優れた活躍をした者を対象とする。 (1)削除 (3)削除 2 削除 第4条削除 第5条削除 第8条 第2条第1項第1号から第3号までの表彰は、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 2. 第3条第1項の表彰は、全日本マスタース陸上競技選手権大会において行う。ただし、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 第10条 他団体等から栄章および表彰の推薦依頼を受けた場合の取扱いについては、第2条第1項第2号の功労賞に準じて取り扱う。
--	--

<参考>

表彰等の種類・対象者

区分		種類	対象	会員		会員以外	
				個人	加盟団体	個人	団体
表彰	競技者 以外	殿堂大	個人	⊖		⊖	
		功労賞	個人または団体	○	○	○	○
		特別功労賞	会員（個人）	○			
		長期在籍者賞	会員（個人）	○			
		競技会開催団体特別表彰	加盟団体		⊖		
		特別貢献賞	個人または団体	⊖	⊖	⊖	⊖
		特別表彰一	個人または団体	⊖	⊖	⊖	⊖
	競技者	殿堂大	競技者（個人）一	⊖			
		優秀競技者表彰	競技者（個人）	○			
		連続出場記念賞	競技者（個人）一	⊖			
		世界記録記念章	競技者（個人）一	⊖			
アジア記録記念章		競技者（個人）一	⊖				
記録章		競技者（個人）	○				
	推 薦		陸連：秩父宮章など	個人または団体	○		

表彰規程取扱規則

改正前	改正
第2条 表彰規程第2条第1項第1号に定める顕彰の取扱基準は、次のとおりとする。 (1) 対象 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人および競技者として特に顕著な活躍をした競技者を対象とする。 (2) 選考基準 選考基準は別に定める。 (3) 選考 会長の諮問により殿堂入選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。 (4) 顕彰者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議し、決議を経て決定する。 第3条 第4条 第5条 第6条 本連合の表彰規程第2条第1項第5号「競技会開催団体特別表彰」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「競技会開催団体特別表彰取扱細則」による。 2. 表彰対象団体は、総務委員会で資格を確認し、理事会の決議を経て決定する。 第7条 表彰規程第2条第1項第6号「特別貢献賞」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「特別貢献賞取扱細則」による。 (1) 対象および選考人数 ① 対象 本取扱規則第2条から第6条の表彰対象に該当しないが、本連合に特に著しい貢献があった個人または団体を対象とする。 ② 選考人数 表彰対象者の選考は若干名とする。 (2) 対象期間 毎年、1月1日～12月31日を表彰対象の期間とし、複数年にわたる活動期間も対象とすることができる。 (3) 選考基準	第2条削除 第2条 第3条 第4条 第6条削除 第7条削除

選考基準は別に定める。 (4) 選考 会長の諮問により、表彰選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。ただし、前号で定める選考基準に達する対象者がいない場合は、選考をしないことができる。 (5) 表彰対象者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会に付議し、理事会の決議を経て決定する。 第 8 条 表彰規程第 2 条（表彰）第 1 項第 7 号「特別表彰」に定める表彰の取扱基準は次のとおりとする。 (1) 対象および選考人数 ① 対象 本取扱規則第 2 条から第 6 条の表彰対象に該当しないが、本連合に著しい貢献があった個人または団体を対象とする。 ② 選考人数 表彰対象者の選考は、若干名とする。 (2) 対象期間 毎年、1 月 1 日～12 月 31 日を表彰対象の期間とし、複数年にわたる活動期間も対象とすることができる。 (3) 選考基準 選考基準は別に定める。 (4) 選考 会長の諮問により、表彰選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。ただし、前号で定める選考基準に達する対象者がいない場合は、選考をしないことができる。 (5) 表彰対象者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会に付議し、理事会の決議を経て決定する。	第 8 条削除
第 9 条 表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める顕彰の取扱基準は、次のとおりとする。 (1) 対象 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人および競技者として特に顕著な活躍をした競技者を対象とする。 (2) 選考基準	第 9 条削除

選考基準は別に定める。 (3) 選考 会長の諮問により殿堂入選考委員会が選考し、選考の結果を会長に答申する。 (4) 顕彰者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議し、理事会および総会の決議を経て決定する。 第 10 条 第 11 条 表彰規程第 3 条第 1 項第 3 号 「連続出場記念賞」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「連続出場記念賞取扱細則」による。 2. 表彰対象者は、総務委員会で資格を確認し決定する。 第 12 条 表彰規程第 4 条第 1 項に定める「諸記録記念章」の取扱いについては、別に定める「諸記録記念章取扱細則」による。 2. 表彰対象者は、競技運営委員会で資格を確認し決定する。 第 14 条 殿堂入選考委員会は、会長の諮問を受け、表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号および表彰規程第 3 条第 1 項第 1 号の殿堂入顕彰の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 第 13 条 第 15 条 殿堂入選考委員会の構成は、次のとおりとする。 (1) 委員長 1 名 (2) 委員 若干名 第 16 条 表彰選考委員会は、会長または専務理事の諮問を受けて、次の表彰または推薦対象者の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 (1) 特別功労賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 2 号） (2) 功 労 賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 3 号） (3) 特別貢献賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 6 号） (4) 特 別 表 彰（表彰規程第 2 条第 1 項第 7 号） (5) 他の団体等から推薦依頼のあった栄章または表彰等（表彰規程第 10 条）	第 5 条 第 11 条削除 第 12 条削除 第 14 条削除 第 6 条 第 15 条削除 第 7 条 表彰選考委員会は、会長または専務理事の諮問を受けて、次の表彰または推薦対象者の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 (1) 特別功労賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号） (2) 功 労 賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 2 号） (5) 他の団体等から推薦依頼のあった栄章または表彰等（表彰規程第 10 条）
---	--

第 17 条 第 18 条 第 16 条の定めにかかわらず、表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号に規定する優秀競技者表彰の表彰対象者の選考のために、別に定める競技会ごとに特別選考委員会を設けることができる。 第 19 条 総務委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 (1) 長期在籍者賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 4 号） (2) 競技会開催団体特別表彰（表彰規程第 2 条第 1 項第 5 号） (3) 連続出場記念賞（表彰規程第 3 条第 1 項第 3 号） 第 20 条 競技運営委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 (1) 優秀競技者表彰（表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号） (2) 世界記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 1 号） (3) アジア記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 2 号） (4) 日本記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 3 号） 2. 前項各号の取扱については、各細則による	第 8 条 第 9 条 第 7 条の定めにかかわらず、表彰規程第 3 条に規定する優秀競技者表彰の表彰対象者の選考のために、別に定める競技会ごとに特別選考委員会を設けることができる。 第 10 条 総務委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 長期在籍者賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 3 号） (2)(3)削除 第 11 条 競技運営委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 優秀競技者表彰 (2)(3)(4)削除 2. 前項の取扱については、各細則による
--	--

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合
2025 年度事業計画

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合では、陸上競技を通じて生涯スポーツの普及振興に寄与することを目的とし各事業に取り組んでいます。

コロナウィルス感染症も終息とは言えませんが、日常生活を制限するまでもありません。徐々に活動は活発化されており、マスターズ陸上もより安全により楽しく、をモットーに活動を続けてまいります。

特に女子会員の増加を目指し様々な工夫を凝らしていきたいと思っています。

また、以前から検討しておりました役員定年の年齢の引き下げ等についても、定款および諸規定の見直しを諮ってまいります。

今年度より事務局の充実を図るため会費を値上げいたしました。

直近の課題として職員を雇用し事務局を充実させることが第一と考えております。

2025 年度の主な事業は以下の通り

(1) 全国競技会の開催

- ① 日本マスターズ陸上競技選手権 2025 福岡 10 月 4 日-5 日、11 月 3 日 福岡市
- ② 日本マスターズ陸上競技選手権 2025 競歩 10 月 13 日 岩手・北上市

(2) 国際競技会への参加

- ① アジアマスターズ陸上競技選手権への派遣 開催未定
- ② ワールドマスターズゲームス関西(2027 年 5 月)への参画

(3) 年間記録集の発行

(4) 社会貢献事業

2025 年度専門委員会事業計画

【総務委員会】

総務委員長 伊藤 誠一

1. 総務委員会の開催
 - ①表彰関係について
 - ②諸規程・規則の見直しについて
 - ③会員登録申請について
Web 登録準備
2. 諸規定の制定、廃止
内閣府の指摘を踏まえ、定款・会員規程等の見直しおよび廃止
3. 表彰対象者の人選（表彰委員会の開催）
 - ①各種表彰
 - ②スポーツグランプリ推薦者の選定
 - ③秩父宮章推薦者の選定
4. 連合三役と地域（ブロック）連盟役員との意見交換会の開催
連合と地域役員のコミュニケーションを深めるため開催する。
2025 年度北陸ブロック

【財務委員会】

財務委員長 今井 守雄

1. 事務局運営に係る財政基盤の確立を行う
2. 設立 50 周年記念行事について、開催の有無・必要経費の検討

【競技運営委員会】

競技運営委員長 山崎 健

1. 競技会実施方法の充実
近年の温暖化の影響を考慮し、安全を第一に。引き続きマナー啓蒙を呼びかける
2. 日本陸連競技規則等の修改正を参考に、マスターズの競技規則・競技運営細則などの見直し検討、WMA 競技規則の反映
3. 年度記録集の改訂
全会員の記録が掲載された記録集の発行のため、記録の精査

【普及広報委員会】

普及広報委員長 藤林 真美

1. マスターズ陸上の認知度向上と新規会員獲得
 - (1) ホームページおよび SNS の有効活用
連合ホームページおよび SNS の活用によるマスターズ陸上の認知度向上。
ターゲット層に向けた情報発信、興味を持ってもらう取り組み
 - (2) 競技会・研修会・トレーニング・栄養に関する情報発信
競技会や研修会の案内、トレーニング方法や栄養管理に関する有益な情報の
発信。会員のスキル向上や健康維持のサポート
2. 安心・安全な大会運営に向けて
 - (1) 競技会における選手のマナー向上を目指した情報発信
競技会における選手のマナー改善を目的とした啓発活動。具体的な指針や
事例の紹介

【倫理委員会】

倫理委員長 三輪 記子

1. コンプライアンス規程、ガイドラインを策定し、中長期的に社員（役員および会員）
への意識の徹底を図る
2. 社会の信頼を得るべくガバナンス強化を推進する

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計		法人会計	内部取引控除	合計
	公1 登録記録公認事業	公2 人材養成事業	公3 研究開発事業	公4 大会誘致開催事業	共通	小計		小計			
I 一般正味財産増減の部						0					0
1. 経常増減の部						0					0
(1) 経常収益						0					0
基本財産運用益						0					0
基本財産運用収入						0		0			0
受取入会金						0					0
入会金収入						0		0			0
受取会費						0					0
会費等収入					20,740,000	20,740,000		0			20,740,000
事業収益					0	0					0
事業収入	1,003,000			20,500,000	0	21,503,000		0			21,503,000
協賛金収入				0	1,500,000	1,500,000		0			1,500,000
受取補助金等						0					0
協賛金等収入					0	0		0			0
受取寄付金						0					0
寄付金収入						0		0			0
雑収益						0					0
その他収入					500,000	500,000		0			500,000
						0		0			0
						0		0			0
経常収益計	1,003,000	0	0	20,500,000	23,540,000	44,243,000	0	0	0	0	44,243,000
(2) 経常費用											
事業費	7,060,000	900,000	1,790,000	25,780,000	8,740,000	44,270,000		0			44,270,000
公1 登録記録公認事業	4,700,000					4,700,000		0			4,700,000
公2 人材養成事業		200,000			300,000	500,000		0			500,000
公3 研究開発事業						0		0			0
公4 大会誘致開催事業				22,750,000	800,000	23,550,000		0			23,550,000
					0	0		0			0
①給料手当費	300,000	300,000	500,000	1,250,000	3,000,000	5,350,000		0			5,350,000
②旅費交通費	80,000	10,000	50,000	60,000	0	200,000		0			200,000
③事務用品費	80,000	10,000	50,000	60,000	300,000	500,000		0			500,000
④事務所費	1,100,000	200,000	700,000	800,000	0	2,800,000		0			2,800,000
⑤渉外費	30,000	5,000	20,000	25,000	0	80,000		0			80,000
⑥リース料	65,000	10,000	40,000	45,000	0	160,000		0			160,000
⑦通信費	120,000	50,000	100,000	150,000	0	420,000		0			420,000
⑧顧問料					0	0		0			0
⑨委託料	350,000	50,000	200,000	450,000	0	1,050,000		0			1,050,000
⑩什器・備品費	50,000	10,000	30,000	80,000	0	170,000		0			170,000
⑪会議費					650,000	650,000		0			650,000
⑫福利厚生費	135,000	15,000	70,000	80,000	0	300,000		0			300,000
⑬保険料	0				0	0		0			0
⑭雑費	50,000	40,000	30,000	30,000	90,000	240,000		0			240,000
⑮雑費2					3,600,000	3,600,000		0			3,600,000
					0	0		0			0
						0		0			0
管理費									3,080,000	0	3,080,000
公1 登録記録公認事業											0
公2 人材養成事業											0
公3 研究開発事業											0
公4 大会誘致開催事業											0
											0
①給料手当費									450,000		450,000
②旅費交通費									100,000		100,000
③事務用品費									100,000		100,000
④事務所費									1,200,000		1,200,000
⑤渉外費									20,000		20,000
⑥リース料									40,000		40,000
⑦通信費									80,000		80,000
⑧顧問料									0		0
⑨委託料									450,000		450,000
⑩什器・備品費									30,000		30,000
⑪会議費									150,000		150,000
⑫福利厚生費									100,000		100,000
⑬保険料									300,000		300,000
⑭雑費									60,000		60,000
⑮雑費2											0
											0
											0
											0
経常費用計	6,430,000	900,000	1,790,000	30,180,000	4,860,000	44,160,000	0		2,330,000		47,350,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,427,000	-900,000	-1,790,000	-9,680,000	18,680,000	83,000	0	0	-2,330,000	0	-3,107,000
基本財産評価損益等						0					0
特定資産評価損益等						0					0
投資有価証券評価損益等						0					0
評価損益等計						0					0
当期経常増減額	-5,429,900	-900,000	-1,790,000	-8,680,000	18,680,000	1,880,100	0		-2,330,000		-3,107,000
2. 経常外増減の部						0					0
(1) 経常外収益						0					0
経常外収益						0					0
経常外収益計						0					0
(2) 経常外費用						0					0
過年度役員退任慰労費用						0					0
過年度職員退職給付費用						0					0
什器備品除却損						0					0
経常外費用計						0					0
当期経常外増減額						0					0
他会計振替額						0					0
当期一般正味財産増減額	-5,429,900	-900,000	-1,790,000	-8,680,000	18,680,000	1,880,100	0		-2,330,000		-3,107,000
一般正味財産期首残高						0			0		13,427,933
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0			0		10,320,933
II 指定正味財産増減の部						0					0
受取補助金等						0					0
・ ・ ・ ・ ・						0					0
一般正味財産への振替額						0					0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高											0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0		0	0		13,320,933

2024 年（令和 6 年）度
決算報告書(案)

自 2024 年（令和 6 年）04 月 01 日
至 2025 年（令和 7 年）03 月 31 日

公益社団法人日本マスタース陸上競技連合

決算に関する状況

2024年度（令和6年）計算書類

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 財務諸表に関する注記
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 正味財産増減計算書内訳表

(参考資料)

- ・ 収支計算書
- ・ 収支計算書総括表
- ※ 会計処理はTKC公益法人会計システムを採用しています。

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員会費収入	980,000	920,000	0
普通会员会費収入	16,456,000	16,512,000	△ 56,000
賛助会員会費収入	0	50,000	△ 50,000
受取会費計	17,436,000	17,482,000	△ 46,000
事業収益			
大会開催収入	24,946,000	23,705,430	1,240,570
協賛金収入	1,935,000	100,000	1,835,000
売上収入	1,323,978	2,681,234	△ 1,357,256
海外大会記録公認料等	2,969,432	2,491,900	477,532
事業収益計	31,174,410	28,978,564	2,195,846
受取補助金等			
地方公共団体補助金	500,000	0	500,000
受取補助金等計	500,000	0	500,000
雑収益			
受取利息	8,943	191	8,752
雑収益	0	121,134	△ 121,134
雑収益計	8,943	121,325	△ 112,382
経常収益計	49,119,353	46,581,889	2,537,464
(2) 経常費用			
事業費			
普及・指導事業費	0	0	0
国内大会開催費	25,666,869	24,182,233	1,484,636
国際大会参加費	1,955,208	1,761,241	193,967
記録公認・登録事業費	2,200,000	1,210,000	990,000
広報活動費	871,200	871,200	0
刊行物・出版事業	978,383	922,781	55,602
関係組織団体活動費	0	0	0
その他事業費	375,669	1,534,140	△ 1,158,471
事業費計	32,047,329	30,481,595	1,565,734
管理費			
給料手当	2,278,140	1,832,042	446,098
福利厚生費	445,692	397,730	47,962
旅費交通費	176,678	77,164	99,514
通信費	315,034	339,579	△ 24,545
減価償却費	99,493	99,494	△ 1
什器備品費	275,000	123,215	151,785
事務用品費	345,271	489,630	△ 144,359
事務所費	3,432,451	3,633,766	△ 201,315
リース料	171,228	171,600	△ 372
保険料	26,928	0	26,928
顧問料	405,105	600,000	△ 194,895
委託料	798,407	803,000	△ 4,593
雑損失	2,566,791	0	2,566,791
裁判費用	4,718,432	464,500	4,253,932
会議費	165,966	262,545	△ 96,579
雑費	88,950	33,601	55,349
管理費計	16,309,566	9,327,866	6,981,700
経常費用計	48,356,895	39,809,461	8,547,434
評価損益等調整前当期経常増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
当期経常増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
当期一般正味財産増減額	762,458	6,772,428	△ 6,009,970
一般正味財産期首残高	15,741,433	8,969,005	6,772,428
一般正味財産期末残高	16,503,891	15,741,433	762,458
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	16,503,891	15,741,433	762,458

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は保有していない。今後も保有する方針はない。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は保有していない。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、建物は保有していない。動産（什器・備品）については定率法により減価償却を行う。

(4) 引当金の計上基準

2025年（令和7年）3月31日現在、引当金は計上していない。

(5) 資金の範囲について

資金の範囲は、現金・預貯金・未収金・未払金・仮受金・仮払金・前受金・前払費用・および立替金・預り金を含めることにしている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理方式による。

(7) リース取引について

1件で総額300万円を超えるリース取引はない。

2. 会計方針の変更

本会計年度に重要な会計方針の変更は行っていない。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
特定資産	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

4. 担保に供している資産
担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品			
横段幕	344,520	344,519	1
IP電話 通信機器	433,510	433,509	1
パソコン	164,538	164,537	1
合 計	942,568	942,565	3

6. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務
保証債務はない。

7. 重要な後発事象
重要な後発事象はない。

8. その他
その他事項はない。

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分／資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
その他固定資産				
什器備品	99,496	0	99,493	3
差入保証金	1,305,600	0	0	1,305,600
その他固定資産計	1,405,096	0	99,493	1,305,603

収支計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	0	0	0
②会費収入			
正会員会費収入	940,000	980,000	40,000
普通会员会費収入	16,500,000	16,456,000	△ 44,000
賛助会員会費収入	50,000	0	△ 50,000
会費収入計	17,490,000	17,436,000	△ 54,000
③事業収入			
大会開催収入	21,500,000	24,946,000	3,446,000
協賛金収入	1,000,000	1,935,000	935,000
売上収入	1,000,000	1,323,978	323,978
海外大会記録公認料等	2,000,000	2,969,432	969,432
事業収入計	25,500,000	31,174,410	5,674,410
④雑収入			
受取利息収入	100	8,943	8,843
雑収入	0	0	0
雑収入計	100	8,943	8,843
⑤補助金等収入	3,000,000	500,000	△ 2,500,000
⑥その他収入	0	0	0
⑦他会計からの繰入金収入	0	0	0
事業活動収入計	45,990,100	49,119,353	3,129,253
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
普及・指導事業費	500,000	0	△ 500,000
国内大会開催費	27,950,000	25,666,869	△ 2,283,131
国際大会参加費	2,000,000	1,955,208	△ 44,792
記録公認・登録事業費	2,200,000	2,200,000	0
広報活動費	870,000	871,200	1,200
刊行物・出版事業	1,000,000	978,383	△ 21,617
その他事業費	0	375,669	375,669
事業費支出計	34,520,000	32,047,329	△ 2,472,671
②管理費支出			
給料手当支出	2,800,000	2,278,140	△ 521,860
福利厚生費支出	400,000	445,692	45,692
旅費交通費支出	300,000	176,678	△ 123,322
通信運搬費支出	500,000	315,034	△ 184,966
什器備品費支出	200,000	275,000	75,000
事務用品費支出	600,000	345,271	△ 254,729
事務所費支出	3,600,000	3,432,451	△ 167,549
渉外費支出	100,000	0	△ 100,000
リース料支出	200,000	171,228	△ 28,772
保険料支出	0	26,928	26,928
顧問料支出	600,000	405,105	△ 194,895
委託料支出	1,500,000	798,407	△ 701,593
雑損失	0	2,566,791	2,566,791
裁判費用	1,500,000	4,718,432	3,218,432
会議費	500,000	165,966	△ 334,034
雑支出	300,000	88,950	△ 211,050
予備費	100,000	0	△ 100,000
管理費支出計	13,200,000	16,210,073	3,010,073
③管理費支出			
③その他の支出			
その他の支出	0	0	0
事業活動支出計	47,720,000	48,257,402	537,402
事業活動収支差額	△ 1,729,900	861,951	2,591,851
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	99,493	99,493
投資活動収支差額	0	99,493	99,493
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 1,729,900	762,458	2,492,358
前期繰越収支差額	15,741,433	15,741,433	0
次期繰越収支差額	14,011,533	16,503,891	2,492,358

収支計算書総括表

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入				
正会員会費収入	665,665	0	314,335	980,000
普通会員会費収入	11,177,738	0	5,278,262	16,456,000
賛助会員会費収入	0	0	0	0
会費収入計	11,843,403	0	5,592,597	17,436,000
②事業収入				
大会開催収入	24,946,000	0	0	24,946,000
協賛金収入	1,935,000	0	0	1,935,000
売上収入	1,323,978	0	0	1,323,978
海外大会記録公認料等	2,969,432	0	0	2,969,432
事業収入計	31,174,410	0	0	31,174,410
③受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	500,000	0	0	500,000
受取補助金等計	500,000	0	0	500,000
③雑収入				
受取利息収入	8,943	0	0	8,943
雑収入	0	0	0	0
雑収入計	8,943	0	0	8,943
事業活動収入計	43,526,756	0	5,592,597	49,119,353
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
普及・指導事業費	0	0	0	0
国内大会開催費	25,666,869	0	0	25,666,869
国際大会参加費	1,955,208	0	0	1,955,208
記録公認・登録事業費	2,200,000	0	0	2,200,000
広報活動費	871,200	0	0	871,200
刊行物・出版事業	978,383	0	0	978,383
その他の事業費	375,669	0	0	375,669
事業費支出計	32,047,329	0	0	32,047,329
②管理費支出				
給料手当支出	1,822,512	0	455,628	2,278,140
福利厚生費支出	356,554	0	89,138	445,692
旅費交通費支出	141,342	0	35,336	176,678
通信運搬費支出	252,026	0	63,008	315,034
什器備品費支出	220,000	0	55,000	275,000
事務用品費支出	276,216	0	69,055	345,271
事務所費支出	2,745,960	0	686,491	3,432,451
リース料支出	136,982	0	34,246	171,228
保険料支出	21,542	0	5,386	26,928
顧問料支出	324,086	0	81,019	405,105
委託料支出	638,726	0	159,681	798,407
雑損失	0	0	2,566,791	2,566,791
裁判費用支出	0	0	4,718,432	4,718,432
会議費	132,774	0	33,192	165,966
雑支出	71,160	0	17,790	88,950
管理費支出計	7,139,880	0	9,070,193	16,210,073
事業活動支出計	39,187,209	0	9,070,193	48,257,402
事業活動収支差額	4,339,547	0	△ 3,477,596	861,951
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	79,594	0	19,899	99,493
投資活動収支差額	△ 79,594	0	△ 19,899	△ 99,493
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	4,259,953	0	△ 3,497,495	762,458
前期繰越収支差額	△ 12,141,636	0	27,883,069	15,741,433
次期繰越収支差額	△ 7,881,683	0	24,385,574	16,503,891

法人名：公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

財産目録

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	72,981
	普通預金	三菱UFJ銀行 銀座支店	運転資金として	16,337,189
	郵便貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,795,098
	郵便貯金toto	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,170,888
			＜現金預金計＞	19,376,156
	未収金	世界マスターズ室内 東京マスターズ 陸上連盟	参加者負担金 正会員費	574,538 20,000
			＜未収金計＞	594,538
	前払費用	トセイアセットマネジメント(株)	事務所賃料前家賃	217,600
			＜前払費用計＞	217,600
流動資産合計				20,188,294
(固定資産)	その他の固定資産	横断幕 1組 IP電話 パソコン 1台	舞台備品として	1
			通信機器として	1
			事務使用として	1
			＜什器備品計＞	3
	差入保証金	トセイアセットマネジメント(株)	事務所賃貸契約の保証金として	1,305,600
		＜差入保証金計＞	1,305,600	
固定資産合計				1,305,603
資産合計				21,493,897
(流動負債)	未払費用	ベースボールマガジン社 新潟陸協山崎 藤林真美	記録集計委託料として	2,200,000
			日本選手権記録証代として	18,500
			国際大会参加費等として	132,332
			＜未払費用計＞	2,350,832
	前受金	兵庫マスターズ 陸上連盟	令和7年度正会員会費として	20,000
		兵庫マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	257,400
		福島マスターズ 陸上連盟	令和7年度正会員会費として	20,000
		愛媛マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	331,200
		宮城マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	219,600
		愛知マスターズ 陸上連盟	令和7年度登録料として	653,400
		クレマージュジャパン	令和7年度協賛金	1,120,000
		＜前受金計＞	2,621,600	
	預り金	京橋税務署	預り源泉所得税として	10,677
		東京SR経営労務センター	預り雇用保険料として	6,897
		＜預り金計＞	17,574	
流動負債合計				4,990,006
固定負債合計				0
負債合計				4,990,006
正味財産				16,503,891

法人名：公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

正味財産増減計算書内訳表

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業						収益事業等会計		法人会計	計
	登録記録公認事業	人材養成事業	研究開発事業	大会誘致開催事業	共通	小計	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取会費										
入会金収入					0	0			0	0
正会員会費収入					665,665	665,665			314,335	980,000
普通会员会費収入					11,177,738	11,177,738			5,278,262	16,456,000
賛助会員会費収入					0	0			0	0
終身会員会費収入					0	0			0	0
受取会費計	0	0	0	0	11,843,403	11,843,403	0	0	5,592,597	17,436,000
事業収益										
大会開催収入				24,946,000		24,946,000			0	24,946,000
協賛金収入	935,000			1,000,000		1,935,000			0	1,935,000
売上収入	1,323,978					1,323,978			0	1,323,978
海外大会記録公認料等	2,969,432					2,969,432			0	2,969,432
事業収益計	5,228,410	0	0	25,946,000	0	31,174,410	0	0	0	31,174,410
受取補助金等										
受取地方公共団体補助金				500,000		500,000			0	500,000
スポーツ振興基金助成金						0			0	0
受取補助金等計	0	0	0	500,000	0	500,000	0	0	0	500,000
受取寄付金										
寄付金収入										
雑収益										
受取利息					8,943	8,943			0	8,943
その他収入					0	0			0	0
雑収益					0	0			0	0
雑収益計	0	0	0	0	8,943	8,943	0	0	0	8,943
経常収益計	5,228,410	0	0	26,446,000	11,852,346	43,526,756	0	0	5,592,597	49,119,353
(2) 経常費用										
事業費										
期首たな卸高						0			0	0
普及・指導事業費						0			0	0
国内大会開催費				25,666,869		25,666,869			0	25,666,869
国際大会参加				1,955,208		1,955,208			0	1,955,208
記録公認・登録事業費	2,200,000					2,200,000			0	2,200,000
広報活動費					871,200	871,200			0	871,200
刊行物・出版事業	978,383					978,383			0	978,383
関係組織団体活動費						0			0	0
その他事業費	375,669					375,669			0	375,669
事業費計	3,554,052	0	0	27,622,077	871,200	32,047,329	0	0	0	32,047,329
管理費										
給料手当費	683,442	227,814	227,814	683,442	0	1,822,512			455,628	2,278,140
退職金	0	0	0	0	0	0			0	0
福利厚生費	133,708	44,569	44,569	133,708	0	356,554			89,138	445,692
会議費	49,790	16,597	16,597	49,790	0	132,774			33,192	165,966
渉外費	0	0	0	0	0	0			0	0
旅費交通費	53,003	17,668	17,668	53,003	0	141,342			35,336	176,678
通信費	94,510	31,503	31,503	94,510	0	252,026			63,008	315,034
減価償却費	29,848	9,949	9,949	29,848	0	79,594			19,899	99,493
事務用品費	103,581	34,527	34,527	103,581	0	276,216			69,055	345,271
什器・備品費	82,500	27,500	27,500	82,500	0	220,000			55,000	275,000
保険料	8,078	2,693	2,693	8,078	0	21,542			5,386	26,928
事務所費	1,029,735	343,245	343,245	1,029,735	0	2,745,960			686,491	3,432,451
リース料	51,368	17,123	17,123	51,368	0	136,982			34,246	171,228
顧問料	121,532	40,511	40,511	121,532	0	324,086			81,019	405,105
委託料	239,522	79,841	79,841	239,522	0	638,726			159,681	798,407
雑損失	0	0	0	0	0	0			2,566,791	2,566,791
裁判費用	0	0	0	0	0	0			4,718,432	4,718,432
雑費	26,685	8,895	8,895	26,685	0	71,160			17,790	88,950
管理費計	2,707,302	902,435	902,435	2,707,302	0	7,219,474	0	0	9,090,092	16,309,566
経常費用計	6,261,354	902,435	902,435	30,329,379	871,200	39,266,803	0	0	9,090,092	48,356,895
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953	0	0	△ 3,497,495	762,458
当期経常増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953	0	0	△ 3,497,495	762,458
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
その他の経常外収益						0				0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
その他の経常外費用										
他会計への繰入金支出										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0			0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953		0	△ 3,497,495	762,458
当期一般正味財産増減額	△ 1,032,944	△ 902,435	△ 902,435	△ 3,883,379	10,981,146	4,259,953		0	△ 3,497,495	762,458
一般正味財産期首残高	△ 70,649,801	△ 9,288,124	△ 16,145,660	△ 41,141,203	125,083,152	△ 12,141,636		0	27,883,069	15,741,433
一般正味財産期末残高	△ 71,682,745	△ 10,190,559	△ 17,048,095	△ 45,024,582	136,064,298	△ 7,881,683	0	0	24,385,574	16,503,891
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0		0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 71,682,745	△ 10,190,559	△ 17,048,095	△ 45,024,582	136,064,298	△ 7,881,683	0	0	24,385,574	16,503,891

監査報告書

2025年 5月 12日

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合

監事

関根 春幸

監事

成家 秀樹

監事

吉池 彰

2024年（令和6年）度の事業報告、決算報告、これらの附属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告および附属明細書は法令および定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

定款：賛助会員、名誉会員を削除

正会員及び理事、役員、監事の年齢を 85 歳から 75 歳に変更

ただし、「本定款改正時の理事、役員、監事は就任時および任期中に 75 歳を超えても
2 期 4 年だけ継続できる。」ことを理事会議事録に記載する。

会長の就任期間を連続 5 期以上から通算 5 期以上

定款細則：上記年齢変更に伴い関連細則も改定

普通会員の入会は原則として住民登録のある都道府県加盟団体で行う。

日本陸上競技連盟登録者であること。

専門委員会に倫理委員会新設

会員規程：終身会員、賛助会員、特別賛助会員、名誉会員を削除

普通会員年会費 1,500 円→1,800 円（承認済みのため数値改定）

終身会員規程 賛助会員規程、名誉会員規程：削除

専門委員会設置規程、専門委員会運営細則：倫理委員会追加

〈別表〉国際・科学委員会、国際科学委員会運営細則：削除（承認済み）

倫理委員会運営細則：新設（承認済み）

表彰規程：殿堂入顕彰（競技者を含む）、競技会開催団体特別表彰、特別貢献賞、特別表彰
連続出場記念賞、世界記録記念章、アジア記録記念章、日本記録記念章削除

表彰規程取扱規則：表彰規程の改定に準拠して改定

※上記各規程のうち、改定されたものについては、付則として「2025 年〇月〇日一部改訂」を追加する。〇月〇日は改定が承認された期日。

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合 定款

改正前	改正
第 6 条 (3)賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体。 (4)名誉会員 この法人に特に功労のあった者として理事会の推薦を受け、社員総会で承認された者。 第 7 条 2 正会員にあっては、入会時においてその年齢が満 85 歳未満でなければならない。 第 22 条 2 理事及び監事は、就任時においてその年齢が満 85 歳未満でなければならない。 第 25 条 2 会長は、連続 5 期以上就任することはできない。 3 任期中に満 85 歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。	第 6 条 (3)(4)削除 第 7 条 2 正会員にあっては、入会時においてその年齢が満 75 歳未満でなければならない。 第 22 条 2 理事及び監事は、就任時においてその年齢が満 75 歳未満でなければならない。 第 25 条 2 会長は、通算 5 期以上就任することはできない。 3 任期中に満 75 歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。

第 7 条 2 について

本定款改正時の理事、役員、監事は就任時および任期中に 75 歳を超えても 2 期 4 年だけ継続できる。

定款細則

改正前	改正
第 4 条 定款第 6 条第 1 項第 2 号に定める普通会員として入会しようとする者は、加盟団体が別に定めるところにより入会手続きをなし、加盟団体の承認を得なければならない。	第 4 条 定款第 6 条第 1 項第 2 号に定める普通会員として入会しようとする者は、加盟団体が別に定めるところにより入会手続きをなし、加盟団体の承認を得なければならない。 2 加盟は、原則として、住民登録（住民票）のある都道府県の加盟団体で行う。 3 日本陸上競技連盟登録者であること。

第9条 4 正会員は入会時において、その年齢が満85歳未満でなければならない。ただし、入会中に満85歳を迎えた正会員は、当該事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。 第14条 役員は就任時において、その年齢が満85歳未満でなければならない。 2 任期中に満85歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了する時までとする。 第16条 定款第43条に定める専門委員会は総務委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及広報委員会及び国際・科学委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。	第9条 4 正会員は入会時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、入会中に満75歳を迎えた正会員は、当該事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。 第14条 役員は就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。 2 任期中に満75歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了する時までとする。 第16条 定款第43条に定める専門委員会は総務委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及広報委員会及び倫理委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。
---	--

会員規程

改正前	改正
第8条 会員の入会金は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 徴収しない (2) 普通会員 徴収しない (3) 終身会員 徴収しない (4) 賛助会員 10,000円 (5) 特別賛助会員 50,000円 (6) 名誉会員 徴収しない 第9条 本連合の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 20,000円 (2) 普通会員 1,500円 (3) 終身会員 1,500円 (4) 賛助会員（個人） 1口 5,000円 (5) 特別賛助会員（法人及び団体） 1口 50,000円	第8条 会員の入会金は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 徴収しない (2) 普通会員 徴収しない (3)(4)(5)(6) 削除 第9条 本連合の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 正会員 20,000円 (2) 普通会員 1,800円 (3) 削除 (4) 削除 (5) 削除

終身会員規程 **すべて削除**

賛助会員規程 **すべて削除**

名誉会員規程 **すべて削除**

専門委員会設置規程

改正前	改正
第3条 前条に定める委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 国際・科学委員会	第3条 前条に定める委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 倫理委員会

専門委員会運営細則

改正前	改正
第2条 設置規定第3条に規定する委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 国際・科学委員会	第2条 設置規定第3条に規定する委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技運営委員会 (4) 普及広報委員会 (5) 倫理委員会

〈別表：国際・科学委員会〉 **削除**

国際科学委員会運営細則 **削除**

倫理委員会運営細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本マスタース陸上競技連合（以下「本連合」という。）定款第43条（専門委員会）第2項及び専門委員会設置規程第2条（（専門委員会）第1項に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第2条 この委員会は、理事会の決議に基づき、本連合の事業遂行に必要な別表に定める事項を処理する。

2 委員会は、理事会の決議に従い都道府県マスタース陸上競技連盟と連携し、その活動を指導する。

(委員会の構成)

第3条 この委員会に次の各号に掲げる委員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名

2 前項の委員以外に、委員会の事務を処理するため、事務スタッフを置くことができる。

3 前2項の委員長、副委員長、委員及び事務スタッフの委嘱は、別に定める本連合専門委員会設置規程第3条（専門委員）及び第7条（事務スタッフ）に定めるところによる。

(委員会の運営等)

第4条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員会（部会を含む）の議決及び審議事項については、理事会に報告し承認を得なければならない。

4 委員会議事内容については、議事録を作成するものとする。

(部会等)

第5条 この委員会に、理事会の決議により部会を設置することができる。部会は、常設とする。

2 前項に定める部会に部長を置くことができるものとし、委員の中から委員長が指名し、専務理事が委嘱する。

3 第1項に定める部会に専門委員以外に事務処理スタッフを置くことができる。

4 事務処理スタッフは無給とし、専務理事が委嘱する。

(部会の運営等)

第6条 前条に定める部会は、委員長又は部長が招集し、部長が議長となる。ただし、部長が欠員又は不在の場合は委員長が議長となる。

2 部会の議事は、委員の合意により決定する。

3 部会議事内容については、議事録を作成するものとする。

(特別部会)

- 第7条 この委員会に、第5条（部会等）に定める常設部会以外に、理事会の議決に基づき、特定の課題を処理するための、臨時の特別部会を理事会の諮問機関として設置することができる。
- 2 特別部会の構成は、この委員会の委員長と専門委員会設置規程第6条に定める専門委員の中から会長が委嘱する。
- 3 この特別部会に特別部会長を置くものとし、前項の委員の中から専務理事が委嘱する。
- 4 この特別部会に専門委員以外に本連合の内外を問わず有識者を特別委員として置くことができる。特別委員は無給とし、専務理事が委嘱する。ただし、調査・研究費等を支給することができる。
- 5 この特別部会に事務処理スタッフを置くことができる。
- 6 事務処理スタッフは無給とし、専務理事が委嘱する。

(特別部会の運営等)

- 第8条 第7条（特別部会）に定める特別部会は、特別部会長又は部会長が議長となる。ただし、部会長が欠員又は不在の場合は委員長が議長となる。
- 2 特別部会の会議には、必要に応じて、会長、副会長又は専務理事が臨席することができる。
- 3 特別部会長は、理事会からの諮問期間内に、課題に対する報告書を作成し、部会長及び委員長を経て理事会に提出しなければならない。必要に応じて中間報告をすることができる。
- 4 特別部会の運営の詳細については、設置の都度、理事会の議決を経て、会長が運用細則を別に定める。

(活動計画及び活動報告)

- 第9条 委員長は、毎年、翌事業年度の年間活動計画及び活動に伴う必要経費に関する書類を事業年度末までに作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 委員長は、毎年、事業年度終了後、速やかに年間活動報告及び必要経費支出に関する書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 委員長は、必要に応じて理事会で委員会活動等について説明・報告をすることができる。

(細則の改廃)

- 第10条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うことができる。

付 則

- 1 この細則は、当法人の理事会の決議があった日から施行する。

〈別表：倫理委員会の主な職務〉

主な処理事項
当連盟の倫理基準に関する事項 倫理意識向上のための活動に関する事項 倫理違反が発覚した場合の適切な処理や最善策に関する事項

表彰規程

改正前	改正
第2条 本連合の表彰等の種類は次のとおりとする。ただし、競技者を対象とした表彰等は第3条に規定する。 (1) 殿堂入顕彰 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人を対象とする。 (2) 特別功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功労があった個人または団体を対象とする。 (3) 功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功績のあった会員を対象とする。 (4) 長期在籍者賞 本連合の会員として長期間在籍したものを対象とする。 (5) 競技会開催団体特別表彰 本連合主催の全日本マスターズ陸上競技選手権大会を開催した加盟団体を対象とする。 (6) 特別貢献賞 本連合に浄財を寄付、または本連合の財政に寄与した者または団体を対象とする。 (7) 特別表彰 前各号以外に、本連合に著しく貢献した者または団体を対象とする。 2. 前項第1号の対象者の選考は、会長の諮問により別に定める殿堂入選考委員会で行う。選考委員会の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議して決議を経て決定する。 3. 第1項第2号、第3号、第6号および第7号の対象者の選考は、会長の諮問により第6条に定める表彰選考委員会で行い、選考委員会の答申に基づき会長は、理事会に付議し理事会の決議を経て決定する。 4. 第1項第3号連盟推薦、4号および第5号の表彰は、総務委員会の推薦に基づき、理事会で決定する。 第3条 本連合のマスターズ陸上競技者を対象とした表彰等は、次のとおりとする。 (1) 殿堂入顕彰	第2条 本連合の表彰等の種類は次のとおりとする。ただし、競技者を対象とした表彰等は第3条に規定する。 (1) 特別功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功労があった個人または団体を対象とする。 (2) 功労賞 本連合またはマスターズ陸上競技界に著しい功績のあった会員を対象とする。 (3) 長期在籍者賞 本連合の会員として長期間在籍したものを対象とする。 (1) 削除 (5) 削除 (6) 削除 (7) 削除 2 削除 3. 第1項第1号、第2号の対象者の選考は、会長の諮問により第6条に定める表彰選考委員会で行い、選考委員会の答申に基づき会長は、理事会に付議し理事会の決議を経て決定する。 4. 第1項第2号連盟推薦、3号の表彰は、総務委員会の推薦に基づき、理事会で決定する。 第3条 本連合のマスターズ陸上競技者を対象とした表彰等は、次のとおりとする。 優秀競技者表彰

マスタース陸上競技界において、競技者として別に定める基準により、特に顕著な活躍をした者を対象とする。 (2) 優秀競技者表彰 本連合が主催する競技会において、競技者として別に定める基準により優れた活躍をした者を対象とする。 (3) 連続出場記念賞 本連合が主催または指定する競技会において、競技者として別に定める基準により連続出場した者を対象とする。 2. 前項第1号の対象者の選考は、会長の諮問を受け別に定める表彰規程取扱規則により殿堂入選考委員会で行う。 第4条 本連合の諸記録章は、次のとおりとする。 (1) 世界記録記念章 (2) アジア記録記念章 (3) 日本記録記念章 2. 前項の対象者の決定は、別に定める競技運営委員会で行う。 第5条 本規程第2条第1項第1号および第3条第1項第1号に定める対象者の選考を行うため、殿堂入選考委員会を設置する。 2. 殿堂入選考委員会に関する細則は別に定める。 第8条 第2条第1項第1号の表彰は、原則として定期社員総会において行う。第2条第1項第2号から第7号までの表彰は、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 2. 第3条第1項の表彰は、全日本マスタース陸上競技選手権大会、第3条第1項第2号および第3号の表彰は、原則として表彰対象となる競技会において行う。ただし、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 第10条 他団体等から栄章および表彰の推薦依頼を受けた場合の取扱いについては、第2条第1項第3号の功労賞に準じて取り扱う。	本連合が主催する競技会において、競技者として別に定める基準により優れた活躍をした者を対象とする。 (1)削除 (3)削除 2 削除 第4条削除 第5条削除 第8条 第2条第1項第1号から第3号までの表彰は、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 2. 第3条第1項の表彰は、全日本マスタース陸上競技選手権大会において行う。ただし、事情により、対象者が所属する加盟団体に表彰を依頼するなど伝達表彰を行うことができる。 第10条 他団体等から栄章および表彰の推薦依頼を受けた場合の取扱いについては、第2条第1項第2号の功労賞に準じて取り扱う。
--	--

<参考>

表彰等の種類・対象者

区分		種類	対象	会員		会員以外	
				個人	加盟団体	個人	団体
表彰	競技者 以外	殿堂大	個人	⊖		⊖	
		功労賞	個人または団体	○	○	○	○
		特別功労賞	会員（個人）	○			
		長期在籍者賞	会員（個人）	○			
		競技会開催団体特別表彰	加盟団体		⊖		
		特別貢献賞	個人または団体	⊖	⊖	⊖	⊖
		特別表彰一	個人または団体	⊖	⊖	⊖	⊖
	競技者	殿堂大	競技者（個人）一	⊖			
		優秀競技者表彰	競技者（個人）	○			
		連続出場記念賞	競技者（個人）一	⊖			
		世界記録記念章	競技者（個人）一	⊖			
アジア記録記念章		競技者（個人）一	⊖				
記録章		競技者（個人）	○				
	推 薦		陸連：秩父宮章など	個人または団体	○		

表彰規程取扱規則

改正前	改正
第2条 表彰規程第2条第1項第1号に定める顕彰の取扱基準は、次のとおりとする。 (1) 対象 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人および競技者として特に顕著な活躍をした競技者を対象とする。 (2) 選考基準 選考基準は別に定める。 (3) 選考 会長の諮問により殿堂入選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。 (4) 顕彰者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議し、決議を経て決定する。 第3条 第4条 第5条 第6条 本連合の表彰規程第2条第1項第5号「競技会開催団体特別表彰」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「競技会開催団体特別表彰取扱細則」による。 2. 表彰対象団体は、総務委員会で資格を確認し、理事会の決議を経て決定する。 第7条 表彰規程第2条第1項第6号「特別貢献賞」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「特別貢献賞取扱細則」による。 (1) 対象および選考人数 ① 対象 本取扱規則第2条から第6条の表彰対象に該当しないが、本連合に特に著しい貢献があった個人または団体を対象とする。 ② 選考人数 表彰対象者の選考は若干名とする。 (2) 対象期間 毎年、1月1日～12月31日を表彰対象の期間とし、複数年にわたる活動期間も対象とすることができる。 (3) 選考基準	第2条削除 第2条 第3条 第4条 第6条削除 第7条削除

選考基準は別に定める。 (4) 選考 会長の諮問により、表彰選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。ただし、前号で定める選考基準に達する対象者がいない場合は、選考をしないことができる。 (5) 表彰対象者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会に付議し、理事会の決議を経て決定する。 第 8 条 表彰規程第 2 条（表彰）第 1 項第 7 号「特別表彰」に定める表彰の取扱基準は次のとおりとする。 (1) 対象および選考人数 ① 対象 本取扱規則第 2 条から第 6 条の表彰対象に該当しないが、本連合に著しい貢献があった個人または団体を対象とする。 ② 選考人数 表彰対象者の選考は、若干名とする。 (2) 対象期間 毎年、1 月 1 日～12 月 31 日を表彰対象の期間とし、複数年にわたる活動期間も対象とすることができる。 (3) 選考基準 選考基準は別に定める。 (4) 選考 会長の諮問により、表彰選考委員会で選考し、選考の結果を会長に答申する。ただし、前号で定める選考基準に達する対象者がいない場合は、選考をしないことができる。 (5) 表彰対象者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会に付議し、理事会の決議を経て決定する。	第 8 条削除
第 9 条 表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める顕彰の取扱基準は、次のとおりとする。 (1) 対象 本連合またはマスターズ陸上競技界の発展に大きく寄与した個人および競技者として特に顕著な活躍をした競技者を対象とする。 (2) 選考基準	第 9 条削除

選考基準は別に定める。 (3) 選考 会長の諮問により殿堂入選考委員会が選考し、選考の結果を会長に答申する。 (4) 顕彰者の決定 前号の答申に基づき会長は、理事会および総会に付議し、理事会および総会の決議を経て決定する。 第 10 条 第 11 条 表彰規程第 3 条第 1 項第 3 号 「連続出場記念賞」に定める表彰の取扱いについては、別に定める「連続出場記念賞取扱細則」による。 2. 表彰対象者は、総務委員会で資格を確認し決定する。 第 12 条 表彰規程第 4 条第 1 項に定める「諸記録記念章」の取扱いについては、別に定める「諸記録記念章取扱細則」による。 2. 表彰対象者は、競技運営委員会で資格を確認し決定する。 第 14 条 殿堂入選考委員会は、会長の諮問を受け、表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号および表彰規程第 3 条第 1 項第 1 号の殿堂入顕彰の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 第 13 条 第 15 条 殿堂入選考委員会の構成は、次のとおりとする。 (1) 委員長 1 名 (2) 委員 若干名 第 16 条 表彰選考委員会は、会長または専務理事の諮問を受けて、次の表彰または推薦対象者の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 (1) 特別功労賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 2 号） (2) 功 労 賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 3 号） (3) 特別貢献賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 6 号） (4) 特 別 表 彰（表彰規程第 2 条第 1 項第 7 号） (5) 他の団体等から推薦依頼のあった栄章または表彰等（表彰規程第 10 条）	第 5 条 第 11 条削除 第 12 条削除 第 14 条削除 第 6 条 第 15 条削除 第 7 条 表彰選考委員会は、会長または専務理事の諮問を受けて、次の表彰または推薦対象者の選考を行い、選考結果を会長に答申する。 (1) 特別功労賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号） (2) 功 労 賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 2 号） (5) 他の団体等から推薦依頼のあった栄章または表彰等（表彰規程第 10 条）
---	--

第 17 条 第 18 条 第 16 条の定めにかかわらず、表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号に規定する優秀競技者表彰の表彰対象者の選考のために、別に定める競技会ごとに特別選考委員会を設けることができる。 第 19 条 総務委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 (1) 長期在籍者賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 4 号） (2) 競技会開催団体特別表彰（表彰規程第 2 条第 1 項第 5 号） (3) 連続出場記念賞（表彰規程第 3 条第 1 項第 3 号） 第 20 条 競技運営委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 (1) 優秀競技者表彰（表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号） (2) 世界記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 1 号） (3) アジア記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 2 号） (4) 日本記録記念章（表彰規程第 4 条第 1 項第 3 号） 2. 前項各号の取扱については、各細則による	第 8 条 第 9 条 第 7 条の定めにかかわらず、表彰規程第 3 条に規定する優秀競技者表彰の表彰対象者の選考のために、別に定める競技会ごとに特別選考委員会を設けることができる。 第 10 条 総務委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 長期在籍者賞（表彰規程第 2 条第 1 項第 3 号） (2)(3)削除 第 11 条 競技運営委員会は、次の表彰対象者の選考を行う。 優秀競技者表彰 (2)(3)(4)削除 2. 前項の取扱については、各細則による
--	--

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合
2025 年度事業計画

公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合では、陸上競技を通じて生涯スポーツの普及振興に寄与することを目的とし各事業に取り組んでいます。

コロナウィルス感染症も終息とは言えませんが、日常生活を制限するまでもありません。徐々に活動は活発化されており、マスターズ陸上もより安全により楽しく、をモットーに活動を続けてまいります。

特に女子会員の増加を目指し様々な工夫を凝らしていきたいと思っています。

また、以前から検討しておりました役員定年の年齢の引き下げ等についても、定款および諸規定の見直しを諮ってまいります。

今年度より事務局の充実を図るため会費を値上げいたしました。

直近の課題として職員を雇用し事務局を充実させることが第一と考えております。

2025 年度の主な事業は以下の通り

(1) 全国競技会の開催

- ① 日本マスターズ陸上競技選手権 2025 福岡 10 月 4 日-5 日、11 月 3 日 福岡市
- ② 日本マスターズ陸上競技選手権 2025 競歩 10 月 13 日 岩手・北上市

(2) 国際競技会への参加

- ① アジアマスターズ陸上競技選手権への派遣 開催未定
- ② ワールドマスターズゲームス関西(2027 年 5 月)への参画

(3) 年間記録集の発行

(4) 社会貢献事業

2025 年度専門委員会事業計画

【総務委員会】

総務委員長 伊藤 誠一

1. 総務委員会の開催
 - ①表彰関係について
 - ②諸規程・規則の見直しについて
 - ③会員登録申請について
Web 登録準備
2. 諸規定の制定、廃止
内閣府の指摘を踏まえ、定款・会員規程等の見直しおよび廃止
3. 表彰対象者の人選（表彰委員会の開催）
 - ①各種表彰
 - ②スポーツグランプリ推薦者の選定
 - ③秩父宮章推薦者の選定
4. 連合三役と地域（ブロック）連盟役員との意見交換会の開催
連合と地域役員のコミュニケーションを深めるため開催する。
2025 年度北陸ブロック

【財務委員会】

財務委員長 今井 守雄

1. 事務局運営に係る財政基盤の確立を行う
2. 設立 50 周年記念行事について、開催の有無・必要経費の検討

【競技運営委員会】

競技運営委員長 山崎 健

1. 競技会実施方法の充実
近年の温暖化の影響を考慮し、安全を第一に。引き続きマナー啓蒙を呼びかける
2. 日本陸連競技規則等の修改正を参考に、マスターズの競技規則・競技運営細則などの見直し検討、WMA 競技規則の反映
3. 年度記録集の改訂
全会員の記録が掲載された記録集の発行のため、記録の精査

【普及広報委員会】

普及広報委員長 藤林 真美

1. マスターズ陸上の認知度向上と新規会員獲得
 - (1) ホームページおよび SNS の有効活用
連合ホームページおよび SNS の活用によるマスターズ陸上の認知度向上。
ターゲット層に向けた情報発信、興味を持ってもらう取り組み
 - (2) 競技会・研修会・トレーニング・栄養に関する情報発信
競技会や研修会の案内、トレーニング方法や栄養管理に関する有益な情報の
発信。会員のスキル向上や健康維持のサポート
2. 安心・安全な大会運営に向けて
 - (1) 競技会における選手のマナー向上を目指した情報発信
競技会における選手のマナー改善を目的とした啓発活動。具体的な指針や
事例の紹介

【倫理委員会】

倫理委員長 三輪 記子

1. コンプライアンス規程、ガイドラインを策定し、中長期的に社員（役員および会員）
への意識の徹底を図る
2. 社会の信頼を得るべくガバナンス強化を推進する

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計		法人会計	内部取引控除	合計
	公1 登録記録公認事業	公2 人材養成事業	公3 研究開発事業	公4 大会誘致開催事業	共通	小計		小計			
I 一般正味財産増減の部						0					0
1. 経常増減の部						0					0
（1）経常収益						0					0
基本財産運用益						0					0
基本財産運用収入						0		0			0
受取入会金						0					0
入会金収入						0		0			0
受取会費						0					0
会費等収入					20,740,000	20,740,000		0			20,740,000
事業収益					0	0					0
事業収入	1,003,000			20,500,000	0	21,503,000		0			21,503,000
協賛金収入				0	1,500,000	1,500,000		0			1,500,000
受取補助金等						0					0
協賛金等収入					0	0		0			0
受取寄付金						0					0
寄付金収入						0		0			0
雑収益						0					0
その他収入					500,000	500,000		0			500,000
						0		0			0
						0		0			0
経常収益計	1,003,000	0	0	20,500,000	23,540,000	44,243,000	0	0	0	0	44,243,000
（2）経常費用											
事業費	7,060,000	900,000	1,790,000	25,780,000	8,740,000	44,270,000		0			44,270,000
公1 登録記録公認事業	4,700,000					4,700,000		0			4,700,000
公2 人材養成事業		200,000			300,000	500,000		0			500,000
公3 研究開発事業						0		0			0
公4 大会誘致開催事業				22,750,000	800,000	23,550,000		0			23,550,000
					0	0		0			0
①給料手当費	300,000	300,000	500,000	1,250,000	3,000,000	5,350,000		0			5,350,000
②旅費交通費	80,000	10,000	50,000	60,000	0	200,000		0			200,000
③事務用品費	80,000	10,000	50,000	60,000	300,000	500,000		0			500,000
④事務所費	1,100,000	200,000	700,000	800,000	0	2,800,000		0			2,800,000
⑤渉外費	30,000	5,000	20,000	25,000	0	80,000		0			80,000
⑥リース料	65,000	10,000	40,000	45,000	0	160,000		0			160,000
⑦通信費	120,000	50,000	100,000	150,000	0	420,000		0			420,000
⑧顧問料					0	0		0			0
⑨委託料	350,000	50,000	200,000	450,000	0	1,050,000		0			1,050,000
⑩什器・備品費	50,000	10,000	30,000	80,000	0	170,000		0			170,000
⑪会議費					650,000	650,000		0			650,000
⑫福利厚生費	135,000	15,000	70,000	80,000	0	300,000		0			300,000
⑬保険料	0				0	0		0			0
⑭雑費	50,000	40,000	30,000	30,000	90,000	240,000		0			240,000
⑮雑費2					3,600,000	3,600,000		0			3,600,000
					0	0		0			0
						0		0			0
管理費									3,080,000	0	3,080,000
公1 登録記録公認事業											0
公2 人材養成事業											0
公3 研究開発事業											0
公4 大会誘致開催事業											0
											0
①給料手当費									450,000		450,000
②旅費交通費									100,000		100,000
③事務用品費									100,000		100,000
④事務所費									1,200,000		1,200,000
⑤渉外費									20,000		20,000
⑥リース料									40,000		40,000
⑦通信費									80,000		80,000
⑧顧問料									0		0
⑨委託料									450,000		450,000
⑩什器・備品費									30,000		30,000
⑪会議費									150,000		150,000
⑫福利厚生費									100,000		100,000
⑬保険料									300,000		300,000
⑭雑費									60,000		60,000
⑮雑費2											0
											0
											0
											0
経常費用計	6,430,000	900,000	1,790,000	30,180,000	4,860,000	44,160,000	0		2,330,000		47,350,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,427,000	-900,000	-1,790,000	-9,680,000	18,680,000	83,000	0	0	-2,330,000	0	-3,107,000
基本財産評価損益等						0					0
特定資産評価損益等						0					0
投資有価証券評価損益等						0					0
評価損益等計						0					0
当期経常増減額	-5,429,900	-900,000	-1,790,000	-8,680,000	18,680,000	1,880,100	0		-2,330,000		-3,107,000
2. 経常外増減の部						0					0
（1）経常外収益						0					0
経常外収益						0					0
経常外収益計						0					0
（2）経常外費用						0					0
過年度役員退任慰労費用						0					0
過年度職員退職給付費用						0					0
什器備品除却損						0					0
経常外費用計						0					0
当期経常外増減額						0					0
他会計振替額						0					0
当期一般正味財産増減額	-5,429,900	-900,000	-1,790,000	-8,680,000	18,680,000	1,880,100	0		-2,330,000		-3,107,000
一般正味財産期首残高						0			0		13,427,933
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0			0		10,320,933
II 指定正味財産増減の部						0					0
受取補助金等						0					0
・ ・ ・ ・ ・						0					0
一般正味財産への振替額						0					0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高											0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0		0	0		13,320,933

2025年（令和7年）度 収支予算書(案)

（2025年（令和7年）4月1日から2026年(令和8年)3月31日まで）

（単位:円）

科 目	2024年決算見込み	2025年予算	摘 要
1. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1)基本財産運用収入	0	0	
(2)入会金・会費等収入	17,390,000	20,740,000	
①入会金収入	0	0	
②正会員会費収入	940,000	940,000	47人×20,000円
③普通会員会費収入	16,450,000	19,800,000	11000人×1,800円
④賛助会員会費収入	0	0	
・賛助会員会費	0	0	
・特別賛助会員会費	0	0	
⑤終身会員会費収入	0	0	
(3)事業収入	25,504,000	23,003,000	
①大会開催収入	24,687,000	21,000,000	
(イ)全日本	24,375,000	21,000,000	
参加料	22,080,000	20,000,000	
補助金・協賛金	1,500,000	500,000	
広告料	670,000	500,000	
その他収入	125,000	0	
(ロ)その他競技会	312,000	0	
その他	312,000	0	
②協賛金収入	0	0	
③売上収入	1,235,000	1,000,000	グッズ 等
④その他収入	2,500	3,000	受取利息他
(4)補助金等収入	0	0	
①スポーツ振興くじ助成金	0	0	
②その他	0	0	
(5)その他収入	2,400,000	500,000	世界大会参加者負担金
(6)他会計からの繰入金収入	0	0	
事業活動収入計	46,531,500	44,243,000	
2. 事業活動支出			
(1)事業費支出	31,205,000	30,250,000	
①普及・指導事業費	800,000	1,300,000	
・地域大会助成金	800,000	800,000	8×10万円
・会員講習会	0	200,000	2地域ブロック講習会
・地域懇談会	0	300,000	
②国内大会開催費	24,525,000	22,750,000	
(イ)全日本選手権大会	24,375,000	22,500,000	福岡
本部関係費	1,350,000	3,500,000	役員交通費、エントリーサイト費
事務局費	800,000	2,000,000	
事前準備費	3,500,000	1,000,000	
大会運営費	16,475,000	13,000,000	
会場費	1,950,000	2,000,000	
保険料	300,000	300,000	
予備費他	0	700,000	
・全国マスタース駅伝	0	0	
・全日本混成競技選手権	0	0	
・競歩選手権大会	100,000	200,000	岩手・北上市
・投てき五種選手権	0	0	
・保険料	50,000	50,000	主催者賠償責任保険
③国際大会参加	1,780,000	2,000,000	
・アジア大会	0	0	
・世界大会	1,780,000	2,000,000	
④健康の維持増進に関する研究	0	0	
⑤記録公認・登録事業費	2,200,000	2,700,000	記録処理委託料等
⑥広報活動費	800,000	900,000	HP諸経費 他
⑦刊行物・出版事業	1,000,000	500,000	記録集 等
⑧関係組織団体活動費	0	0	
⑨その他事業費	100,000	100,000	
(2)管理費支出	17,690,000	17,100,000	
①給料手当費	2,400,000	5,800,000	
・給料等	2,250,000	5,450,000	事務局職員報酬・手当等
・旅費交通費	150,000	350,000	事務局職員旅費交通費
②旅費交通費	300,000	300,000	役員旅費交通費

③事務用品費	400,000	600,000	
・消耗品費	300,000	500,000	文房具、消耗品費 その他
・印刷費	100,000	100,000	
④事務所費	3,600,000	4,000,000	事務局賃借料
⑤渉外費	0	100,000	渉外費他
⑥リース料	200,000	200,000	コピー機
⑦通信費	350,000	500,000	電話、送料
⑧顧問料	600,000	0	弁護士
⑨委託料	1,000,000	1,500,000	会計事務・行政書士委託料他
⑩什器・備品費	0	200,000	備品等の購入費
⑪会議費	250,000	800,000	
・総会・理事会	250,000	600,000	総会、理事会
・常務理事会	0	100,000	常務理事会
・専門委員会他	0	100,000	専門委員会
・国際会議総会	0	0	WMA・AMA会議参加費
⑫福利厚生費	400,000	400,000	健康保険厚生年金保険料等
⑬保険料	70,000	300,000	損害保険料
⑭裁判費用	4,900,000	0	
⑮雑費	300,000	300,000	
⑯雑損金	2,570,000	0	
⑰予備費	100,000	2,100,000	グッズ仕入れ等
事業活動支出計	48,895,000	47,350,000	
事業活動収支差額	-2,363,500	-3,107,000	
IV. 予備費支出	0	0	
当期収支差額	-2,363,500	-3,107,000	
前期繰越収支差額	15,741,433	13,377,933	
次期繰越収支差額	13,377,933	10,270,933	

(注) 1.借入金限度額 1,000,000円

(注) 2.債務負担額 なし

〈正会員名簿〉

	都道府県	氏 名	
1	北海道	若林 文時	北海道・東北
2	青森	我満 正広	北海道・東北
3	岩手	八重樫 輝男	北海道・東北
4	宮城	菅原 一昭	北海道・東北
5	秋田	袴田 勝治	北海道・東北
6	山形	岡田 剛	北海道・東北
7	福島	星 孝規	北海道・東北
8	茨城	北林 光雄	関東
9	栃木	品川 昇	関東
10	群馬	鈴木 長善	関東
11	埼玉	本橋 正好	関東
12	千葉	梶野 良夫	関東
13	東京	生方 征夫	関東
14	神奈川	稲田 仁	関東
15	山梨	浅川 晴俊	関東 *
16	新潟	小柳 厚司	北陸
17	長野	山本 大八	東海
18	富山	田中 寿美子	北陸
19	石川	小川 智明	北陸
20	福井	大和 真一	北陸
21	静岡	田中 正延	東海
22	愛知	兵藤 隆昭	東海
23	三重	徳地 和子	東海
24	岐阜	正村 菊雄	東海

	都道府県	氏 名	
25	滋賀	高橋 清尊	近畿 *
26	京都	谷本 貴史	近畿
27	大阪	井指 康裕	近畿
28	兵庫	北垣 章	近畿
29	奈良	高下 裕民	近畿
30	和歌山	坂本 政行	近畿
31	鳥取	岩垣 成紀	中国
32	島根	齋藤 嘉之	中国
33	岡山	皆木 しげる	中国
34	広島	龍田 英二	中国
35	山口	松里 博利	中国
36	香川	宮本 章樹	四国
37	徳島	森本 章	四国
38	愛媛	渡部 四郎	四国 *
39	高知	横田 修明	四国
40	福岡	樋口 康夫	九州
41	佐賀	江口 邦昭	九州
42	長崎	古賀 英俊	九州
43	熊本	高倉 知佐子	九州 *
44	大分	諸田 義信	九州
45	宮崎	藤井 晃治	九州
46	鹿児島	谷口 芳隆	九州
47	沖縄	勢理客 友子	九州

2025年5月22日現在（* 2024年総会以降交代）